

導並各国共産党ニ共通ナル諸問題ニ関スル統一且政治的指導ヲ其ノ任務トスルモノニシテ設置場所ハ上海香港新嘉坡ノ中一ヲ選フ予定ニシテ且「ビューロー」ハ
「コミンテルン」本部ヨリ二名
日本共産党ヨリ一名

支那共産党ヨリ一名
印度共産党ヨリ一名
青年共産「インターナショナル」ヨリ一名
ノ委員ヲ以テ構成スル計画ナル趣ナリ
編注 本調書には「日本共産党事件被告人ノ供述ヲ主タル資料トシテ作成シタルモノナリ」との付記がある。

二 日ソ通商問題

25 昭和2年4月(21)日 在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)
ルイコフ首相の対日通商条約締結に関する意向表明について

モスクワ 本省 4月21日前着 発

第二〇二号
往電第二〇〇号ニ関シ「ルイコフ」ノ外交演説ハ二十日ノ新聞紙ニ掲載セラレタルカ日本ニ関スル部分全部左記訳文ノ通ニシテ大会ニ於ケル演説ニ比シ「両国間ニハ政治上ノ協定ヲナスニ何等重大ナル障害ナシ」ト云ヘル点其他ニ付多少修正ヲ加ヘタル箇所アリ

記

極東ニ於ケル平和ノ維持ハ日本ノ態度ニ依ルコト大ナリ是レ極東ニ於ケル平和ハ東方ノ三大国タル日本「ソ」連邦及支那ノ間ニ如何ナル關係カ設定セラルルヤニ依テ決セラルル所以ナリ「ソ」連邦ハ是レヲ出発点トシテ対日本關係ニ

於テ極力平和關係ヲ發達セシメ両国政府ニ於テ今日迄交渉ヲ行ヒタル凡テノ問題ヲ解決スルコトヲ目的トス日本外務大臣ハ最近日本政府ノ希望モ同様ナルコトヲ証明スル演説ヲナセリ

右ノ事實ニ鑑ミ吾人ト日本政府トノ間ニハ何等重大ナル爭議ナキコトヲ出発点トナスヘク吾人ハ今後ノ接近上大ナル障害ヲ認メサルナリ
両国カ滿州ニ於テ有スル利益ニ就テモ亦接近上障害ナシ
東方ニ於ケル「ツアール」ノ夫レトノ根本的相違ニ着眼スルニ至レリ日本ノ通商關係カ實際的ニ發達セサル障害ノ一ハ經濟上ノ交渉ヲ促進シ通商条約ニ關スル交渉ニ移ラムコトヲ希望ス此ノ交渉カ吾人ノ関知セサル理由ニ依リ兩國ノ經濟上必要以上ニ遷延セルハ遺憾ナルモ近ク円満ナル解決ニ到達スヘキコトヲ希望セサルヲ得ス

26 昭和2年5月21日 在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)

ミコヤン内外商業人民委員によるソ連の対外
通商基本政策の発表について

モスクワ 5月21日後発着
本省 5月22日後着

第二五八号

往電第二五一号ニ関シ

二十一日内外商業人民委員「ミコヤン」ノ名ヲ以テ連邦輸出入歩調ニ蹉跌ヲ来サス且ツ外国貿易ニ関スル計画実行上故障無キ事ヲ保障スル為連邦人民委員部ノ決議ニ基キ大要左ノ命令ヲ発セル旨公表セラレタリ

(一)「ソ」連邦ノ海外ニ於ケル商取引ハ通商代表部タルト其他ノ輸出入機関タルトヲ問ハス原則トシテ通常ノ外交關係ヲ保チ且「ソ」連邦通商代表部カ通常ノ事務遂行上ノ保障アル国トノミ行フヘシ

(二)通商代表部ノ通常事務遂行上ノ保障ナキ国ニ於ケル通商代表部ハ直ニ輸出入トモ今後ノ計画ヲ立テ直スヘシ從テ今後斯ノ如キ国ニ対シテハ注文ヲ停止シ商業人民委員部ニ此ノ旨ヲ報告スヘシ尚各通商代表部ハ他ノ国ヘ注文換ヲ要スル總テノ輸入許可書「リチエンジャ」ニ関シ至急

ニ入ルヘシ

(六)本規定遵守ノ監督ハ各通商代表部ニアリテハ通商代表者之ニ当リ中央ニ在リテハ参与官「イレイフェル」之ニ当ル

27 昭和2年6月10日

阿部(寿準)農林次官より
出淵外務次官宛

柑橘類の対ソ輸出促進に関する我が国生産者
からの請願

農第六九二九号

(6月11日接受)

昭和二年六月十日

農林次官 阿部 寿準(印)

外務次官 出淵 勝次殿

露領亜細亞ニ柑橘輸出促進交渉方ノ件

標記ノ件ニ関シ柑橘中央会第十五回協議会当番幹事ヨリ別紙写ノ通請願ノ次第有之候処右ハ本邦ニ於ケル柑橘ノ輸出増進上相当理由アルモノト被認候ニ付可然御配慮相煩度此段申進候也

(別紙)

昭和二年四月三十日

柑橘中央会第十五回協議会当番幹事

商業人民委員部ニ報告スヘシ

(三)是等?ノ国ニ対シテ既ニ発給セラレ未タ利用セラレサル輸入許可書ニ対スル今後ノ注文ハ連邦商業人民委員部ノ特許ヲ要シ一部利用済ノ許可証ニ対スル今後ノ注文ハ技術上ノ要件等已ムヲ得サル場合ニ限ル又未タ實際ノ取引ニ至ラサル許可証ニ対スル注文ニ関シテハ至急通商事務遂行上ノ保障アル国ノ通商代表部ト交渉ノ上該注文ヲ為スノ能否ヲ研究スヘシ

(四)各通商代表部ハ取消サレタル注文ノ内如何ナルモノカ其国ニ於テ注文ヲ為シ得ルカヲ直ニ研究シ商業人民委員部ニ報告スヘシ内外商業人民委員部貿易局並ニ通商代表部ハ通常通商事務ヲ妨ケル国ニ対シテ立テラレタル輸出計画ニ属スル輸出品ノ他国ニ於ケル販路増加ニ付テ研究ヲナスヘシ

(五)本命令ニ対シテ執レル処置ニ付テハ直ニ商業人民委員部ニ報告スヘシ

(六)(省略)
(七)貿易局ハ千九百二十七八年度外国貿易ノ計画ヲ達スルニ当リテハ通常通商事務ノ保障ナキ国ヘノ注文減少ヲ計算

愛媛県果物組合連合会長 内海 忠司

農林大臣 山本 悌二郎殿

露領亜細亞ニ柑橘輸出促進交渉方ノ件請願

本邦ニ於ケル柑橘業ハ軌近長足ノ進歩ヲ示シ其生産巨額ニ昇リ尚逐年増加ノ趨勢ニアルハ国家ノ為メ欣フヘシト雖一面之レカ販路ニ就テハ腐心憂慮ニ堪ヘサルモノ有之候而シテ今後ニ於テハ販路ヲ内地ニ拓クト共ニ広ク海外ニ需メサルヘカラス然ルニ北米及ヒ英領加奈陀方面ニアリテハ輸出ニ制限アリ從ツテ露領亜細亞ハ将来最モ有望ノ地ト認メラレ候

素露領亜細亞ニ対シテハ相当ノ輸出アリ為メニ価額ハ適當ニ調節サレタルモ露国ノ動乱ト共ニ之レカ輸出杜絶サレ當業者ノ打撃甚大ナルモノ有之候然ルニ今ヤ露国ノ秩序モ恢復シ国交モ亦開始サレタレハ今後露領亜細亞方面ニ柑橘果輸送ヲ企図スルハ産業發展上最モ緊要ノ事ト存候然レトモ露國トノ柑橘貿易ハ非常ニ困難ナル点モ有之候ニツキ何卒速カニ且ツ円滑ニ輸送ヲ開始シ得ラルルヤウ御高配賜リ度右柑橘中央会第十五回協議会ノ決議ニヨリ此段奉願候也

28 昭和2年6月24日

在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)

日ソ通商拡大に関するカリーニン議長の発言
について

モスクワ
本省 6月24日後着 発

第三二三号

二十三日「ソ」連邦中央執行委員会議長「カリーニン」ニ
謁見新御委任状ヲ捧呈シタルニ同議長ハ之ヲ受領シタル後
雑談ニ移リ貴使モ間モナク在任二年トナル由ナルカ其間両
国ノ関係改善セラレタルモノト認ムル処貴見如何ト尋ネタ
ルニ依リ本使着任以来特ニ取り立テ申上クル程ノ事或ハ之
ナカランモ兩國関係力退歩セサルハ確ニシテ漸次両国民相
知ルノ機会ヲ得タルハ大イニ喜フヘキ現象ナリト答ヘタル
ニ「カリーニン」氏ハ兩國関係ノ発達上最モ肝要ナルハ貿
易ヲ増進スルコトナリ「ソ」連邦ハ日本カ極東地方及西比
利亚ニ於テ独逸カ欧露ニ於テ占ムルト同一ノ地位ヲ占ムル
コトニハ異議ナシ独逸ハ多年露国ヲ研究シタル結果又露国
人中ニモ独逸ニ於テ学問シタル者多キ為露国力如何ナル制
度ノ下ニ於テモ經濟上常ニ優越ナル地位ヲ占ムヘシト述ヘ

鉄道競争等アルモ同地方ニ対シ何等侵害の野心ヲ藏セス支
那ニ対シテハ条約ノ履行ヲ求ムルノミ日本ハ滿州ニ於テ勢
力ヲ有スルコトナレハ滿州官憲ニ対シ忠言ヲ与ヘラレタシ
「ソ」連邦トシテハ張作霖ノ顛覆ハ歓迎スル所ナルモ張モ
亦時代ト境遇トニ依リテ主義ヲ異ニスヘケレハ同人ニ対シ
侵害の方針ヲ執ル考ヘナシ日本ノ危惧スルハ第三「インタ
ーナショナル」ノ宣伝ナルヘシト云ヒタルニ付本使ハ第三
「インターナショナル」ハ實際日本ノ大イニ好マサル所ナ
リト述ヘタルニ「カ」ハ右ノ宣伝モ評判程有効ナレハ結構
ナルモ實際ハ左程ノモノニアラスト笑ヒナカラ語り居タリ

29 昭和2年7月9日

在ハバロフスク川角(忠雄) 総領事代
理より
田中外務大臣宛

我が国柑橘類の対ソ輸出申し入れに対するソ
連側の反応について

機密第二二五号

昭和二年七月九日

在ハバロフスク

総領事代理 川角 忠雄(印)

本使ヨリ更ニ地理上ヨリ云ヘハ兩國ハ經濟上密接ナルニ
必要ナル有ラユル材料ヲ有スルモ兩國ノ經濟關係ヲ密接ニ
スル為ニハ政治上ノ關係ヲモ良好ニスル必要アリ而シテ政
治上ノ關係ヲ良好ナラシムル為ニハ兩國カ支那問題ニ付余
リ相違セサル意見ヲ有スルコト必要ナリトノ所信ヲ述ヘタ
ルニ「カリーニン」ハ支那問題ニ関スル兩國ノ意見果シテ
一致スルヤ否ヤ「ソ」連邦トシテハ支那カ強国トナリ英米
等カ「ソ」連邦ヲ攻撃スル根拠地トナラサルコトヲ切望ス
英国トノ關係ニ於テモ兩國直接ノ衝突アリトセハ夫ハ寧ロ
西方ヨリモ東方ニ於テ可能ナリト答ヘタリ依テ本使ハ斯ノ
如クソハ支那ニ対スル兩國ノ意見ハ一致点アリト云ハサル
ヘカラス日本モ亦支那カ強国トナルヲ希望シ列國ノ利用ス
ル所トナリ日本ノ不利ヲ招来スルカ如キコトナキヲ欲スル
モノナリ日本ニ於テハ「ソ」連邦カ滿州方面ニ於テ日本ノ
利益ヲ脅威スルモノト解スル向アリ滿州ハ日本国民生存上
緊要欠クヘカラサルモノナルニ反シ「ソ」連邦ニトリテハ
斯ル重要ナル意義ナシ此点大イニ考量スヘキ点ナリト思考
スル旨率直ニ述ヘタルニ「カリーニン」ハ「ソ」連邦トシテハ
滿州ヲ以テ貿易上ノ根拠ト見ルノミニシテ日本トノ間ニハ

外務大臣男爵 田中 義一殿

本邦産柑橘類ノ露領輸入ニ関スル件

本件ニ関シ五月二十五日付通一機密第一九号貴信ヲ以テ御
下命ノ趣敬承爾來新任ノ在當地商業人民委員部極東支部代
表 *Учленкомитет СССР по Д. В. К.* 及最近在莫斯科
商業人民委員部ニ榮転シタル同極東支部代表代理「ザイ
ド」ノ兩人ニ会见シ本邦産柑橘類就中蜜柑ハ最モ露国人ノ
嗜好ニ適シ値段ノ如キハ現今當地露国人ノ生活程度ニ格
恰ナレハ我果物組合連合會請願ノ趣旨ヲ容レ若干数量ノ輸
入ヲ試ミ其ノ結果良好ナラハ継続セラレンコトヲ希望スル
旨申入レ置タリ

本問題ニ関スル商業人民委員部極東支部ノ意向ハ矢張前報
ノ通ニ有之輸入調節露貨相場ノ下落防止及本国節約令等ニ
関連シ同支部ハ本年度即チ來月十月一日迄ハ輸入免許状ヲ
發給スルコト能ハス然レトモ來年度即チ本月一日以降適當
ノ時機ヲ見計ヒ本邦産柑橘類ノ輸入ヲ試ムルコトヲ研究ス
ル旨ナリ

本官ハ是迄機會アル毎ニ本邦産果物類ノ極東露輸入問題ニ
付キ當局者ニ申込ミ勸誘シ來レル所本年四月對露輸出組合

理事今井政吉氏ヨリ同理事長倉知鉄吉氏ノ極東露巡視ノ計画アリタルヲ報セラルト共ニ同組合側ヨリ問合ノ次第アリタルニ対シ本邦柑橘類ハ将来当地方ニ輸入ノ見込アルヘキニ付内地出発前我当業者ノ希望ヲ聞取り来哈ノ上本官ハ同氏ヲ商業人民委員極東支部代表ニ紹介シ本件商談ノ糸口開始ノ運動方を送リタルカ其ノ後倉知理事長ヘノ当地方旅行ハ我国財界混乱ト臨時議會召集ノ為メ一時見合トナリ本件運動ニ着手スルコト能ハスシテ已メリ

然ルニ前記新任商業人民部極東支部代表「スウェトフ」ハ本邦ヨリ輸入ノ見込アル品目ニ付研究シ居ル趣ニ付先以テ当業者ヲシテ適當ノ方法ニ依リ直接商業人民部極東支部ニ対シ本邦産柑橘類ヲ初メトシ其ノ他ノ果物類輸入許可方運動セシメ本官之ヲ支持シ右輸入ノ実現ニ努力致シタシ
右回答旁卑見申進ス

30 昭和2年7月25日

在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛

我が国柑橘類の対ソ輸出に関するスウェトフ

商業人民委員極東代表との会談要領について

機密第二三七号

(8月8日接受)

昭和二年七月二十五日

在ハバロフスク

総領事代理 川角 忠雄(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

商業人民委員部極東代表トノ会談報告ノ件

本邦産柑橘類ノ極東露輸入方ニ関シ曩ニ御申越ノ次第有之七月九日付機密第二二五号拙信ヲ以テ一応申進シ置タル所其ノ節本官ハ余談トシテ商業人民委員部極東代表「スウェトフ」氏ニ対シ日露国交回復以来日尚ホ浅ク兩國貿易ノ数量ハ未タ以テ往年ノソレニ及ハサルコト遠シト雖兩國ノ地理的關係經濟的提携ノ必要及四囲ノ情勢ハ将来益々日露貿易ノ振興ヲ招致スヘク右ハ兩國識者ノ夙ニ感知唱道スル所ナリ蓋シ露国側に於テハ輸入ノ調節「ワリュエータ」ノ下落防止策及節約令等ニ基因スル為ナランモ帝國ノ對露貿易ハ輸入総額約千万円ニ達シ居ルニ反シ輸出額ハ僅ニ百万円乃至三百万円ニ過キス斯ノ如ク我对露貿易ハ逆調ニアリ貴下カ新ニ商業人民委員部極東代表トシテ来哈セラレタルヲ機トシ日露貿易振興ノ為前任者「アンドリアノフ」ヨリモ一層ノ努力アランコトヲ切望スル旨述ヘタリ

右ニ対シ同人ハ自分ハ是迄歐露及中央亞細亞ノ方面ニ在勤シ極東露ノ勤務ハ初回ニシテ就任後日尚足ラス曩ニ歐露ニ在リタル頃ヨリ日本ノ工業カ発達セルコトハ書物ニ依リテノミ承知セリ貴国ノ商工業ノ勃興ト日露ノ地理的關係ハ必ラスヤ兩國ノ貿易ヲ股賑ナラシムヘク自分トシテハ兩國貿易ノ増進方ニ関シ常ニ考究中ニシテ貴国ヨリ輸入ノ見込アル品種ニ付調査中ナリト云ヒ更ニ成程露国カ貴国ヨリ買入ルル貨物ノ総額ハ売渡額ニ比スレハ僅少ナルハ事実ナルモ右ハ国内經濟的改善ト共ニ漸次増進スルハ必然ニシテ目下露国ハ船舶ノ不足甚シク漁獲物ヲ初メトシ木材其ノ他貨物ノ輸送ノ為殆ント貴国船腹ノミヲ利用シ露国側カ貴国ニ対シ支払フ料金ハ相当多額ニ達シ居ルコトハ考慮セラレタシト談ヲ続ケタリ

尚同人ハ貴国ヨリ極東露ヘノ輸入ハ目下ノ所ニテハ洋紙類農産物収獲用麻糸(シバガート)「ワイヤロープ」漁網漁具等其ノ主要产品ナルカ先頃勘察加及「ヤクトツク」共和国沿岸地方方向トシテ函館ニ於テ野菜及果物其ノ他ノ物資ヲ買入レ同方面行露国商船隊汽船ニ積載シタルカ今後モ引続キ函館ニ於テ物資ヲ仕入ルル考ナリト述ヘタリ

終ニ同人ハ極東露ノ地積ハ广大ナルモ農業ハ未タ幼稚ノ域ヲ免レス然リ而シテ莫斯科政府ノ当地方殖民大計画ノ実施ニ伴ヒ今後大量生産ノ農具ノ需要ハ益々増加スヘク目下「トラクター」ハ主トシテ米国ヨリ買入レツツアルカ出来得レハ大量生産ノ農具及電気機械等トヲ貴国ヨリ輸入シタキ考ヘニシテ折角調査中ナリ云々ト語り居タリ
右何等御参考迄報告申進ス
本信写送付先 在露大使、在浦潮、亞港各総領事

31 昭和2年7月28日

在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛(電報)

我が国柑橘類試買決定に対するスウェトフ商

業人民委員極東代表からの通報

ハバロフスク 7月28日後発

本 省 7月29日前着

第一六〇号

機密第二二五号ニ関シ

二十八日商業人民委員部極東代表ハ他用会见ノ序本官ニ対シ貴領事申入レノ次第モアリ最近柑橘類約二万円ヲ在京通商代表部ヲ經テ試買スルコトナリ右ハ極メテ少量ナルモ

結果好ケレハ更ニ購入シタキ考ヘナリト語レリ就テハ現品
精撰ノ上之ヲ機トシ取引ノ継続シ得ル様当業者側ニ注意方
然ルヘク御取計相成度シ
尚北海道東北地方産林檎ハ露人ノ嗜好ニ適シ価格モ割安ニ
シテ十分見込アルニ付之亦試買方勧誘セシニ先方モ気乗り
模様アリ此際当業者ヲシテ通商代表部ニ運動セシムル様致
シタシ

32 昭和2年10月25日

武富(敏彦) 外務省通商局長より
百濟(文輔) 奈良県知事宛

ソ連の我が国柑橘類輸入状況と今後の見通し
について

付記

九月二十九日付百濟奈良県知事より齋藤外務省通

商局長宛

昭和二年十月二十五日

外務省通商局長 武富 敏彦

奈良県知事 百濟 文輔殿

本件ニ関シ九月二十九日付貴信農第四六七二号ヲ以テ御照
会ノ趣了承露国ノ本邦産林檎及ヒ柑橘類輸入制限撤廃ニ関

サルモ現在露国ノ外国貿易ハ殆ト全部「ソヴィエト」政府
ノ手ニ握ラレ居リ從テ自由ノ取引ハ成立セサル次第ナルモ
本邦当業者ヨリ在京露国通商代表部ニ申込マハ商談成立ス
ルコトモ可有之ト思料ス此段回答申進ス

(付記)

農第四六七二号

(10月1日接受)

昭和二年九月二十九日

奈良県知事 百濟 文輔(印)

外務省通商局長 齋藤 良衛殿

対露青果輸出ニ関スル件照会

青果ノ対露輸出ノ途拓クルト否トハ斯業ノ消長ニ至大ノ影
響ヲ及ホスモノニ付一日モ早ク輸出シ得ラルヘキ様希望致
シ居候条今尚商取引ノ行ハレ得サルモノナルヤ本件ニ関シ
詳細ナル御通知相煩度此段及照会候也

33 昭和2年10月27日

田中外務大臣より
在ソ連邦田中大使宛

通商局作成「対露貿易振興案」の送付につ
いて

通一機密第四二四号

シテハ大正十五年三月青森静岡両県知事及当業者等ヨリノ
稟請に基キ當時在「ハバロフスク」川角総領事代理ニ対シ
露国ニ於ケル関係法令及實際状況等取調方ヲ命シ且ツ当局
ニ対シ輸入制限撤廃方交渉セシメタル処同総領事代理ヨ
リ露国ニテハ柑橘類輸入禁止ノ規定ナキモ本国政府ノ自給
自足節約主義ニ基キ輸入免許状ヲ発給セス從ツテ輸入禁止
同様ノ状態ニアルモ将来極東露領ノ輸出カ順調トナリ為替
相場安定スルニ於テハ日露貿易振興ノ為適當ノ機会ニ於テ
本邦産林檎及ヒ柑橘類輸入制限ヲ撤廃スヘキ所存ナル旨及
極東露領ニ於ケル柑橘類ノ需要ハ少シモ減少セス現在「ト
ルクスタン」「タシケント」地方産品ヲ以テ右ニ當テ居ル
コト右品ハ鐵路遠路移入スルヲ以テ頗ル高価ニ販売セラレ
居ル旨ノ回答アリタリ

其後同総領事代理ハ本省ノ訓令ニ基キ更ニ露国当局ニ対シ
本輸入制限撤廃方交渉スル処アリ其結果露国当局ハ本年七
月末在本邦通商代表部ヲ經テ柑橘類約二万円ヲ購入セルカ
其際露国当局ハ右好結果ヲ得ハ更ニ購入ノ所存ナル旨同總
領事代理ニ語リタルコトアリタル由

事情右ノ通りニシテ青果類ノ輸入禁止セラレ居ルニハアラ

昭和二年十月二十七日

外務大臣男爵 田中 義一

在ソ連邦大使 田中 都吉殿

対露貿易振興案送付ノ件

今後ニ於ケル対露貿易発展策ニ関シテハ当方ニ於テモ予テ
ヨリ調査ヲ進メ居ル処今般主管局ニ於テ別添「対露貿易振
興案」ヲ作成セルニ付付属参考資料ト共ニ御参考迄不取敢
茲ニ送付ス

尤モ右ハ主管局限リニテ試ミニ立案シタル未定稿ニシテ尚
引續キ考究ヲ重ネ居ル次第ニ付貴官ニ於テ御気付ノ点等御
申越相成ル様致シ度シ

(別添)

昭和二年十月

対露貿易振興案(未定稿)

対露貿易振興案要旨

対露貿易振興策ハ之レヲ大別シテ二トナスヲ得当業者ノ損
失ヲ補償スル事ニ依ル金融ノ途ヲ講シ因テ対露輸出ヲ奨励
スル事其ノ一ナリソ連邦ニ対スル長期ノ信用貸付方法ヲ講

シ積極的ニ商品ヲ売込ム事其ノ二ナリ

(一) 対露輸出金融改善案

本邦ノ対露貿易ハ主トシテ通商代表トノ取引ニ依ル然ルニ通商代表ノ本邦商品買付ニ当リテハ約束手形(六個月払)ヲ以テシ而カモ右手形ハ現在本邦何レノ銀行ニ於テモ割引ニ応セサルニ依リ当業者ハ手形死蔵ニ依ル金融難ト不安トノ為ニ売込ヲ躊躇スルニ至ル依テ政府ハ左ノ方法ニ依リ手形不払ノ際ニ於ケル損失ヲ補償スル事トシ銀行ヲシテ右手形ヲ割引セシメ以テ当業者ノ不安ト金融難トヲ一掃スル事緊要ナリ

甲案 一般輸出損失補償制度ノ設定(目下商工審議會ニ於テ審議中)

乙案 対露輸出損失補償制度ノ設定

丙案 スタンプビル制度ノ設定

丁案 銀行手形割引実行案(単ニ政府、日銀、正金等トノ話合ニ依リ正金等ヲシテ割引ヲ実行セシム)

(二) 長期信用ニ依ル商品売込策

単ニ本邦当業者ノ損失補償ヲナスノミニテハ対露輸出ノ

甲案 石油及森林利権獲得案(北樺太石油利権(残余ノ分)及西伯利森林利権ヲ要求ス)

乙案 農業利権獲得案(沿海州ニ於ケル農業利権ヲ要求ス)

右ノ外金鉱石炭其他ノ鉱業利権等要求シ得ヘキモノ少ナカラス

(四) 貿易利権会社設立案

ソ連邦ノ貿易独占及鎖国主義ニ基因スル貿易上ノ障害ヲ利権ノ名義ヲ以テ要求解決シ対露貿易ノ永久的基礎ヲ確立セントスルモノニシテ通商条約商議ノ難点モ此ノ方法ニ依リ大部分解決スルヲ得可シ

今之レヲ会社ノ組織ヨリ分ツテ二案トス

甲案(日本) 貿易利権会社設立案

乙案(合弁) 貿易利権会社設立案

対露貿易振興策

(一) 対露輸出金融改善策

対露貿易ニ於テ本邦当業者カ蘇連邦ヨリ輸入スルニハ現金払若クハ前金払ナルニ反シ通商代表カ本邦商品ヲ購買スル

急速ナル發展ヲ期シ難キヲ惟ヒソヴィエツト政府ノ買付

金融難ヲ救済スル為本邦商品ノ買付資金ニ充当スルヲ条件トシテ長期ノ信用貸付ヲナシ以テ積極的ニ我商品ノ売

込輸出ヲ計ルモノトス此ノ見地ニ立脚スルニ大別シテ(イ)

單純ナル貸付策(ロ)企業利権獲得策及(ハ)貿易利権獲得策ノ

三案ナリ然レトモ(ロ)及(ハ)ノ二案ハ寧ロ利権獲得策トシテ

別ニ論スルヲ適當ト認メ茲ニハ單純ナル貸付策ニ就テノ

ミ考慮スルニ左ノ二案ヲ生ス

甲案 現金償還案(信用貸付ノ償還ハ現金ヲ以テ受クルモノ)

乙案 現物償還案(信用貸付ノ償還ハ現物ヲ以テ受クルモノ)

(三) 企業利権獲得案

新石油森林農業其他適當ナル企業利権ヲ得利権料ヲ以テ長期信用貸付ノ償還ニ充当セントスルモノナリ尤モ長期信用貸付ノ対価トシテ利権ヲ要求スルモノ一策ナリ即チ信用貸付ニ依リ本邦商品ヲ売込ムト同時ニ対価トシテ利権ヲ獲得シ一石ニシテ二鳥ヲ得ントスル案ナリトス差シテ當リ要求シ得ヘキ利権左ノ如シ

ニハ約束手形(普通六箇月期限)ヲ以テス然ルニ現在本邦銀行ハ通商代表振出ノ手形割引ニ応セス從テ当業者ハ期限到来迄右手形ヲ死蔵セサルヘカラス此レ金融逼迫セル我当業者ノ最モ苦痛トスル処ニシテ対露輸出不振ノ主因茲ニ存ス

惟フニ本邦銀行カ通商代表振出ノ手形割引ニ応セサルハ其ノ理由多々アルヘキモ其ノ主因ハソ連邦ノ国情法制等ニ対スル一般ノ不信ニ在スルカ如ク從來不払ノ事實アリタルカ為ニハ非サルカ如シ

殊ニ貿易關係ハ本邦ヘノ輸入年額一千万円本邦ヨリノ輸出百五十万程度ニシテ本邦ハ常ニ輸入超過ナルニ依リ(参考三)(參照)通商代表振出手形ノ支払ニ就テハ差程危懼ヲ要セスト認メラルルカ故ニ此ノ際政府ニ於テ何等スル危懼ヲ一掃スルノ手段ヲ執ルニ於テハ本邦銀行ヲシテ通商代表振出手形ノ割引ニ応セシムルコト困難ナラサルヘシ此ノ見地ニ立脚シ考慮スルニ其ノ方策二アリ何レモ本邦限リニテ実行シ得ルモノナリ

第一案 輸出補償制度ノ設定

要旨

ソヴィエツト通商代表振出ノ手形不払トナリタル場合ノ損失ハ政府ニ於テ補償スル事トシ自然本邦銀行ヲシテ安シテ右手形割引ニ応スルヲ得セシム
右趣旨ニ基ク具体的方法トシテハ左ノ三案ヲ挙げ得ヘシ

甲案 一般的輸出補償制度ノ設定

乙案 對露輸出補償制度ノ設定

丙案 スタンプビル制度ノ設定

丁案 銀行ノ手形割引実行案

説明

右ノ中

甲案ハ 現ニ英独等ニ於テ実施セラルル輸出信用保險制度ニ倣ヒタルモノニシテ現ニ我國ニ於テハ露西亞中南米バルカン及亞弗利加向輸出ニ対シ本案ト同一趣旨ノ損失補償制度設定方ニ付審議中ナルニ依リ差シ当リ右補償法ノ制定実施ノ促進ヲ計ル事最モ緊要ナリ(参考十、輸出補償制度参照)

乙案ハ 對露貿易ノ関スル限り目下審議中ノ一般的補償法トハ引キ離シ单独ニ独逸ノ如ク對露輸出損失補償法ヲ制定セントスルモノナリ(参考十一)及参考一(一)参照)

額極メテ少キニ依リ政府ヨリ日本銀行ヲ動カシ日銀ヲシテ正金ニ低利資金ヲ融通スル等ノ方法ニ依リ相当ノ利益ヲ供与シ以テ正金ヲシテ通商代表振出ノ手形ヲ割引融通セシムルカ如キ簡易ナル便法モアルヘキヲ考慮シタル次第ナリ

(一)長期信用ニ依ル商品売込策

本売込策ノ主眼トスル所ハソヴィエツト政府カ原料品及機械類ノ輸入ヲ主トシ工業製造品ノ輸入ハ極度ニ之レヲ制限シ居ルヲ以テ主トシテ工業製造品ノ売込ヲナサントスル本邦ノ如キ国柄ニ於テハ独英米等ト異ナリ単ニ本邦商人ニ対スル金融方法ヲ講スルノミニテハ足ラサルヲ惟ヒソヴィエツト政府ノ外国商品買付資金ヲ貸与スルノ意味ニ於テ積極的ニ長期信用ニ依ル商品ノ売込ヲナシ以テ本邦商品ノ積極的輸出方法ヲ講セムトスルモノナリ

而シテ貸付ノ償還方法ヲ如何ニスヘキヤ及如何ナル対価ヲ要求スヘキヤノ点ニ付以下ノ如キ諸案ヲ生ス

尤モ貸付策ニ基ク左記諸案ニ依ル利益ハ凡テノ当業者ニ及フモノニ非サルカ故ニ之ト同時ニ前記輸出補償案ヲモ実行スルノ必要アルヘシ

現在ノ對露輸出年額百五十万円内外ニシテ差シ当リ急激ナル輸出増加モナカルヘキニ依リ政府ニ於テ損失ヲ補償スルモ政府ノ負担スヘキ危険額ハ極メテ少額ナルヘク旁對露輸出ノ特異ナル事情ヲ考慮シ单独ニ補償制度ヲ設定スルモノ一案ナルヘシ

丙案ハ 甲乙両案ト同様政府保証ノ下ニ本邦銀行ヲシテ通商代表振出手形ノ割引融通ニ応セシメントスルモノナルモ只本案ノ特徴トスル処ハ割引ヲ引受ケタル銀行ハ右手形ヲ担保トシ日本銀行ヲ支払人トスル新ナル手形ヲ振出し日本銀行ノスタンプ押捺ヲ受ケケ市場ニ融通セシムルカ故ニ資金ヲ広ク市場ヨリ吸収シ金融ヲ円滑ナラシムル効果アリ果シテ日銀カ右スタンプビルヲ割引クニハ公定歩合中最低率ヲ以テシ若クハ日歩ヲ以テ其ノ買戻ニ応スルニ於テハ一般銀行好個ノ放資物件トナルヘク担保タル通商代表ノ手形不払トナリタル場合ノ危険ハ日銀ノミノ負担トナルモノナレハ政府ハ只日銀ノ危険ヲ保証スレハ足ルモノニシテ政府トシテモ監督ノ繁ヲ避ケ得ルノ利益アルヘシ(参考十一、スタンプビル制度参照)

丁案ハ 特ニ以上三案ノ如キ制度ヲ設定セストモ損失危険

第一案 現金償還案

要旨

本案ハ毎年一定金額ニ達スル迄クレディトヲ以テ商品ヲ売込ミ一年半程度ノ支払猶予ヲ与ヘ期限到来ノ節ハ現金ニテ支払ヲナサシム
支払ハソヴィエツト政府ノ輸出受取勘定ヲ利用シ場合ニ依リ外国ニ於テナスモ不可ナク尚万一ノ為担保ヲ取り置ク方法モアル可シ
尤モ帝國政府ハ直接其ノ衝ニ当ルヲ避ケ単ニ資金ノ供給又ハ損失ノ補償ヲナス事トシ本邦銀行團(又ハ実業團)ヲシテ直接事ニ当ラシムル方取引ノ円滑ヲ期シ得ヘシ

説明

独逸ハ此ノ方法ヲ巧ニ運用シ成功ヲ収メタルカ如シ即チ独逸銀行ハソヴィエツト政府ノ独逸商品買付ニ対シ七千五百万留ノ短期クレディトヲ与ヘ右貸付ノ償還ハソヴィエツト政府カ穀物其他ノ輸出ニ依リ外国ニ於テ受取ルヘキ勘定ヲ利用シ紐育銀行ヲ經テ米貨ヲ以テ受取事トシ右ハ支障ナク支払ヲ了セルモノノ如シ(参考一、独逸ノ對露貸付参照)

本邦ニ於テモ右ニ倣ヒ具体的案ヲ作製セハ左ノ如クナル
ヘシ

現金償還案

- 一、本邦銀行団（又実業団）ハソヴィエツト政府ニ対シ三
個年間、毎年五百万円ヲ限度トシテクレディトヲ与フ
- 二、右金額ハソヴィエツト通商代表ノ本邦商人ヨリノ商品
買付支払ニ充当スルモノトス
- 三、右ニ基キ本邦商社ト商品ノ買付契約ヲナシタル時ハ通
商代表ハ其ノ都度、右本邦銀行団（又ハ実業団）ニ対シ
契約書写ヲ添ヘ支払金額ヲ通告スヘキモノトス
- 四、本邦銀行団（又ハ実業団）ハ右通告ニ従ヒ、直チニ通商
代表ニ代リ売渡人ニ対シ支払ヲナス
- 五、右貸付償還期限ハ右銀行団（又ハ実業団）カ現実ニ支
払ヲナシタル日ヨリ十八ヶ月トス
- 六、(イ)償還ハ在本邦銀行ヲ通シ日貨ヲ以テ之ヲ行フ
(ロ)償還ハ在紐育米國銀行ヲ通シ米貨ヲ以テ之ヲ行フヲ
妨ケス

第二案 現物償還案

要旨

- 二、右金額ハソヴィエツト通商代表ノ本邦商人ヨリノ商品
買付支払ニ充当スルモノトス
- 三、右ニ基キ本邦商社ト商品ノ買付契約ヲナシタルトキ
ハ通商代表ハ其ノ都度右本邦銀行団（又ハ実業団）ニ対
シ契約書写ヲ添ヘ支払金額ヲ通告スヘキモノトス
- 四、本邦銀行団（又ハ実業団）ハ右通告ニ従ヒ直チニ通商
代表ニ代リ売渡人ニ対シ支払ヲナス
- 五、右貸付償還期限ハ右銀行団（又ハ実業団）カ現実ニ支
払ヲナシタル日ヨリ十二ヶ月トス
- 六、右貸付ノ支払ハソヴィエツト連邦ノ対外輸出貨物ヲ以
テス
- 七、償還ノ方法左ノ如シ
- 1 本邦銀行団（又ハ実業団）又ハ其ノ代理人ハソヴィ
エツト連邦ヨリ輸入ヲ希望スル商品名及数量ヲ在本邦
通商代表部ニ通告シ更ニ本契約ノ他ノ条項ニ反セサル
限り受領ヲ欲スル時期及場所ヲ協定シ置クモノトス
- 2 ソヴィエツト政府ハ右通告ニ従ヒ債務支払額ニ相当
スル前号所定数量ノ商品ヲ輸出シ所定期限内ニ債権者
側ニ引渡スノ義務アルモノトス

商品売込ノ為クレディトヲ許スル事第一案ト全然同様
ナルモ只異ル点ハ支払ヲ現金ニ依ラスソヴィエツト連邦
ヨリ輸出シ得キ商品ヲ指定シ右現物ヲ以テ貸付ノ支払
ニ充当セシムルモノトス

説明

ソヴィエツト政府カ本邦ノ商品貸付ニ対シ現金支払ヲ不
便トスル時ハ現物支払ニ依ラサルヲ得ス此ノ場合ハ本邦
ニ必要ナル木材石油ノ如キモノ又ハ他ノ國ニ転売シ得可
キ穀物毛皮鉱石ノ如キソ連邦ノ特産品ヲ指定シ右産品ノ
交付ヲ受ケテ本邦商品貸付ノ償還ニ充当スルモノトス即
チソ連邦ノ金融難ヲ救済センカ為ニ物々交換ヲ実行セン
トスルモノニシテ若シソ連邦側ニ於テ希望スルニ於テハ
本邦ニ交付スヘキ右産品ヲ現場ニ於テ引渡ヲ受ケ本邦側
ニ於テ輸出スルカ若クハ以下ニ説明スヘキ利権会社設立
ニ依リ輸出スルノ方法アルヘシ

現物償還案

- 一、本邦銀行団（又ハ実業団）ハソヴィエツト政府ニ対シ
三個年間毎年五百万円ヲ限度トシテクレディトヲ与フ

3 天災其他不可抗力ニ依ル場合ノ外債務支払期限満了
ノ日迄ニ通告アリタル商品及数量ノ引渡ヲ完了セサル
時ハ年六分ノ割合ヲ以テ延滞利子ヲ徴収ス

(二)企業利権獲得案

要旨

- (イ)新ニ北樺太石油（残余ノ分）西伯利森林利権若ハ沿海州
農業利権其他適當ナル企業利権ヲ獲得シ右利権料ヲ以テ
第一案及第二案ニ依ル信用貸付償還ノ担保若クハ償還ノ
一部ニ充当スルコト
- (ロ)極メテ長期ノ商品信用貸付ヲ行フ事ヲ条件トシ新ニ北樺
太石油（残余ノ分）及西伯利森林利権若ハ沿海州農業利
権其他適當ナル企業利権ヲ獲得シ右利権料トシテ納付ス
ヘキロヤルテイヲ以テ貸付ノ年賦償還ニ充当スル事

説明

本案ハ信用貸付ニ依ル商品売込ノ点ヨリ貿易振興策トナ
ルト同時ニ地方ニ於テ利権獲得ヲモ主要ナル目的トスル
モノナリ右ノ中

- (イ)第一案及第二案ニ依ル信用貸付ノ償還ニ関シテハ何等
ノ担保ナク現ニ納付シツツアル石油石炭森林等ノ利権

料ヲ以テ右信用貸付ノ支払ニ充当セシムル事モ金融ニ苦シムソヴィエト側ノ困難トスル所ナルヘキニ鑑ミ新ニ北樺太石油利権（北京条約ニ依リ本邦ニ許与セラレタル利権ノ残部）其他森林利権農業利権金鉱其他ノ鉱業利権等適當ナル利権ヲ本邦人ニ許与シ右利権料トシテ納付スヘキロヤルテイヲ以テ貸付償還ノ一部又ハ全部ニ充当セシメントスルモノナリ（別紙説明書参照）

(d)ソヴィエツト政府ニシテ利権ヲ許与スル以上クレディトノ期限ハ極メテ長期タルヘク貸付金額モ相当巨額ヲ要求スルニ於テハ貸付額ハ第一及第二案ノ如ク毎年トセサル代リ一千万円位トシ償還期限ハ十五年位トスルモ差支ナカルヘシ此ノ場合ハ寧ロ利権獲得ヲ主タル目的トスルモノニシテ商品売込ハ從タル地位ニ立ツモノトナルヘシ

今試ニ右(d)ノ趣旨ニ基キ具体案ヲ作製セハ左ノ如クナルヘシ（別紙説明書参照）

甲案 石油森林利権獲得案

石油森林利権獲得案

一、本邦銀行団（又ハ実業団）ハソヴィエト政府ニ対シ一

千万円ノクレディトヲ与フ

二、右金額ハソヴィエツト通商代表カ本邦商人ヨリノ商品買付支払ニ充当スルモノトス

三、右ニ基キ本邦商社ト商品ノ買付契約ヲナシタル時ハ通商代表ハ其ノ都度右本邦銀行団（又ハ実業団）ニ対シ契約書ヲ添ヘ支払金額ヲ通告スヘキモノトス

四、ソヴィエツト政府ハ其ノ通商代表カ本邦商品ノ買付契約ニ調印シタル日ヨリ償還ヲ完了スル迄ノ間現実ニ負債タル金額ニ対シ年五分ノ割合ヲ以テ利子ヲ支払フ事ニ同意ス

五、右利子ハ現金又ハ商品ヲ以テ支払フ事ヲ得ヘク又ハ元本ニ加算スルコトヲ得

六、右債務ノ支払ハ左ノ方法ニ依ル

1 日本政府ノ保証スル本邦企業団ニ対シ新ニ北樺太石油利権（一九二五年日蘇間基本条約付屬議定書乙ニ依リ本邦ニ許与セラレタル利権ノ残半分）西西伯利ニ於ケル森林利権ヲ許与シ右利権会社ノ支払フヘキ利権料ヲ以テ債務ノ支払ニ充当ス

2 本邦商品ノ買付契約調印ノ日ヨリ十五年間ニ右利権

料ヲ以テ支払ヲ完了シ得サル時ハ本邦利権会社カ支払

フヘキ一切ノ利権料ヲ以テソ連邦ノ債務支払ニ充当ス

3 右ノ外債務支払ノ方法時期ニ就テハ日蘇兩國間ニ於テ別ニ協定スル事ヲ得

乙案 農業利権獲得案

（参考八、沿海州拓殖会社設立案及参考九、農業利権ノ実例参照）

農業利権獲得案

一、本邦銀行団（又ハ実業団）ハソヴィエツト政府ニ対シ一千万円ノクレディトヲ与フ

二、右金額ハソヴィエツト通商代表カ本邦商人ヨリノ商品買付支払ニ充当スルモノトス

三、右ニ基キ本邦商社ト商品ノ買付契約ヲナシタル時ハ通商代表ハ其ノ都度右本邦銀行団（又ハ実業団）ニ対シ契約書ヲ添ヘ支払金額ヲ通告スヘキモノトス

四、ソヴィエツト政府ハ其ノ通商代表カ本邦商品ノ買付契約ニ調印シタル日ヨリ償還ヲ完了スル迄ノ間現実ニ負債タル金額ニ対シ年五分ノ割合ヲ以テ利子ヲ支払フ事ニ同意ス

五、右利子ハ現金又ハ商品ヲ以テ支払フ事ヲ得ヘク又ハ元

本ニ加算スル事ヲ得

六、右債務ノ支払ハ左ノ方法ニ依ル

1 日本政府ノ保証スル本邦企業団ニ対シ西伯利ニ於ケル農業利権ヲ許与シ右利権会社ノ支払フヘキ利権料ヲ以テ債務ノ支払ニ充当ス

2 本邦商品ノ買付契約調印ノ日ヨリ十五年間ニ右利権料ヲ以テ支払ヲ完了シ得サル時ハ本邦利権会社カ支払フヘキ一切ノ利権料ヲ以テソ連邦ノ債務支払ニ充当ス

3 右ノ外債務支払ノ方法時期ニ就テハ日蘇兩國間ニ於テ別ニ協定スル事ヲ得

右石油森林利権ト農業利権トヲ同時ニ獲得スルモ固ヨリ何等妨ナキモノトス

四対露貿易利権会社設立案

本貿易会社ノ要求スヘキ利権内容ハソ連邦トノ通商条約締結ニ際シ我方ヨリ当然要求スヘキ事項ナルカ条約締結前之レヲ確保シ置クヲ得ハ対露貿易ニ於ケル障害ノ大半ヲ免除スル事トナリ対露貿易振興ノ点ヨリ云フモ条約商議ヲ容易ナラシムル点ヨリ云フモ我方ノ受クヘキ便宜甚大ナルヘ

要旨

對露貿易会社ヲ設立シテ連邦ノ貿易利権ヲ得連邦内各地ニ支店ヲ設置シテ本邦商品ノ売込ニ努力セシム政府ハ会社設立ニ付援助ヲ与フルト共ニ同会社ニ對シ一定年額ノ金融ヲナシ同会社ハ右金融ヲ利用シテ連邦ニ對シ商品ノ長期貸付売込ヲナス右貸付ノ支払トシテハソヴィエツト産品ヲ受領シ同社ハ此レヲ本邦ノミナラス諸外國ニ輸出シ貸付ノ償還ニ充当スルモノトス而シテ本会社ハソヴィエツト政府ニ對シ利益配当ヲナスト共ニ所得税等直接税ノ免除、一定商品ノ無免許輸出入、ニジニノヴゴロド及バクトノ定期市ヘノ出品、通過貿易等ノ特權ヲ賦与セラレ日露貿易ノ促進輸出入決算機関トナルモノトス

而シテ貿易会社ノ組織ニ関シテハ

甲案 本邦ノミノ資本ニ依ル純然タル本邦会社ノ設立又ハ

乙案 日露ノ共同出資ニ依ル合弁会社ノ設立ノ二案アリ

説明

本案ハ本邦ニ於ケルソヴィエツト通商代表相手ノ取引ノミニテハ對露市場ノ開拓モ隔靴搔痒ノ嫌アルニ鑑ミ会社ノ支

尚右趣旨ヲ具体案トセハ左ノ如クナルヘシ

(甲案) 貿易利権会社設立案

一、設立趣旨

本会社ハ本邦ニ於テ日本商法ニ遵拠シ設立スル純然タル日本ノ私立会社ニシテソヴィエツト連邦ノ對外貿易利権ヲ得對露貿易ニ従事セントスルモノナリ

二、会社ノ組織

現存對露貿易組合ヲ基礎トシ對露貿易株式会社ヲ組織ス

本店ヲ東京ニ置キ支店ハ便宜ハルピン、浦潮、莫斯科、レーニングラード、オデッサ等ニ設置ス

三、資本金一千万円一株百円十万株トス

第一回ノ払込ハ額面ノ四分ノ一即二百五十万円トシ此レヲ以テ運転資金ニ充ツ其他必要ノ資金ハ銀行ヨリノ借入等ニ依ルヲ得ヘク此ノ点ニ付政府ハ相当ノ保証方法ヲ講ス

四、利権内容

1 本会社ハソヴィエツト法令ノ定ムル手續ニ從ヒソヴィエツト連邦ト諸外國トノ輸出入貿易ニ従事シ並ニ輸

店ヲ連邦内各地ニ設置シテ兩國市場ノ需給關係ヲ詳ニシ大小企業ヨリ個人商品ニ至ル迄各般ノ人士ニ接觸シ本邦商品ノ売込ヲナスト同時ニソ連邦ノ特産品ヲ外國市場ニ輸出シ中間貿易ニ依ル利益ヲモ収メントスルモノナリ

固ヨリ第一、二案ト同様ソヴィエツト政府ニ對シ一定年額ノ商品信用貸付ヲナシ其ノ債權回収ヲ容易ナラシムル為本会社ヲ利用スル事モ設立趣旨ノ主要ナル一因ヲナスモノトス而シテ

甲案 外國会社ニ對シ貿易利権ヲ許スルハソ連邦貿易法ノ認ムル所ニシテ实例亦尠ナカラス(参考四、貿易上ノ利権会社参照)而シテ本案ニ於テハ商品貸付ノ償還ハソ連邦ノ本会社ヨリ受クヘキ利益配当金ニ依ルヲ原則トシ足ラサル時ハ商品ヲ以テスルコトトセハソヴィエツト政府ニ取リ極メテ便宜ナルヘシ斯クソ連邦ハ長期貸付及利益配当ヲ受クルモノナレハ同会社ノ所得税等ハ之レヲ免除スヘク且ツ本会社ハ日露貿易永遠ノ發展ヲ企図スル國家的事業ナルニ願ミソヴィエツト政府モ既ニ第三國又ハ第三國ノ会社ニ對シ許シタル前記列挙ノ如キ特典ヲ本会社ニ對シテノミ拒否スヘキ理由ナカルヘシ

入商品ノ売捌及輸出商品ノ買入ノ為ニ連邦内ニ於テ商取引ヲ営ムノ特權ヲ賦与セラル

2 利権契約ノ有効期間ハ当初三年トス

3 本会社ノ本邦ヨリ輸出スル左記日本産品ハソ連邦輸入ニ際シ輸入ライセンスヲ要セス但シ原産地証明書ノ提示ヲ要スル事アルヘシ

果実、野菜

紙類、鉛筆、石鹼、紐釦

農業用品及農具

4 本会社ハ創立第一年度ニ於テハ對露輸出ニ付五百万留ヲ限度トシ十二ヶ月乃至十八ヶ月ノ商品信用貸付ヲナス

第二年度以降ニ於テハ右貨物信用提供年額ヲ増額スル事アルヘシ

5 本会社カ左記ソ連邦産品ヲ輸出スルニ当リテハ輸出ライセンスヲ要セス

木材、パルプ、穀物、毛皮、鶏卵

6 本会社ハニジニノヴゴロド及バクトノ定期市ニ出品スルノ利権ヲ有シ同定期市ニ参加スル第三國ノ會

- 社若クハ個人又ハ產品ニ許与セラルル權利利益特典ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クル事ナカルヘシ
- 7 本会社ハソヴィエツト連邦ノ領域ヲ通過シテ第三國ト通商スルノ權利ヲ有シ同様ノ特權ヲ有スル第三國ノ会社若クハ個人又ハ產品ハ許与セラルル權利利益特典ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クル事ナカルヘシ
- 8 本会社ハソ連邦ニ於テハ所得稅其他一切ノ直接稅ヲ課セラルル事ナカルヘク其他ノ課稅、手数料等徵收ニ就テハソ連邦國營企業ト同一ノ基礎ニ置カルヘシ

五、利益配当及債權回収方法

- 1 利益配当金ハ純益ニシテ払込資本金ノ三割以下ナルトキハ本会社ハソヴィエツト政府ニ対シ右純益金ノ二割ヲ三割以上五割以下ノ時ハ純益ノ三割ヲ五割以上ノ時ハ純益ノ四割ヲ提供ス
- 2 本会社貸付金ノ償還ハ左記方法ニ依リ之ヲ行フ
 - (イ)ソヴィエツト政府ノ受ク可キ利益配当金ハ之レヲ貸付金ノ償還ニ充当ス
 - (ロ)貸付金ノ償還期限到来シ右利益配当金ヲ以テ足ラサル時ハ輸出ライセンズヲ要セサル商品ノ一種又ハ數

イエツト政府ノ援助ヲ受ケ易キ利益アルモ株主タル地位ヲ利用シ種々ノ干渉ヲ受クルノ不利アリ何レヲ可トスヘキヤハ慎重ノ研究ヲ要スヘシ今試ニ之レヲ具体案トセハ左ノ如シ

(乙案)貿易合弁会社設立案

一、設立趣旨

本会社ハソヴィエツト連邦外國貿易法ノ規定ニ遵ヒ本邦實業團(對露貿易組合ノ如キモノ)トソヴィエツト連邦貿易委員部トノ合弁ヲ以テ設立スル株式会社ニシテ對露貿易利權ヲ獲得シ對露貿易ニ從事セントスルモノナリ

二、会社ノ組織

日ソ兩國ノ共同出資ニ依ル合弁株式会社トス
 会社ノ取締役(理事会)ハ六名ヲ以テ定員トシ日蘇各三名宛ヲ出ス

社長ハソ連邦側副社長ハ日本側ヨリ選任ス

本店ヲ東京(又ハ莫斯科)營業所ヲ莫斯科(又ハ東京)ニ置キ支店ヲ便宜ハルピン、浦潮、レーニングラード、オデッサ等ニ置ク

三、出資方法

種ニ付協議撰択ノ上現物ヲ以テ償還ニ充当ス
 右現物ハ本会社一手ニ輸出スルノ權利ヲ有ス
 六、本契約ニ付爭議ヲ生シタル時ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ解決ス

- 1 爭議ハ先ツ仲裁委員會ノ調訂ニ付ス
 仲裁委員會ハ本会社ニ關係ナキ五名ノ委員ヨリ成リ日本側二名連邦側三名ヲ選出ス但シ連邦側委員ノ一人ハ議長トス
- 2 右仲裁委員會ハ合議ニ依リ勸告ヲナス權限ヲ有ス

何レカ一方カ右勸告ニ不服ナル時ハ兩國政府ノ外交的手段ニ依リ解決スルモノトス

乙案 合弁貿易会社ノ設立モ亦ソ連邦貿易法ノ認ムル処ニシテ実例極メテ多シ(參考四參照)然レトモソ連邦側ハ現金出資ノ余裕ナカルヘキニ依リ現金出資ハ本邦側ニテ引受ケン連邦側ハ現物出資トスルヨリ外ナカラシ
 而シテ帝國政府ノ金融保証ノ下ニ商品信用貸付ヲ行ヒソ連邦ヨリノ輸出產品ヲ以テ貸付償還ニ充当スルコト及本会社ノソヴィエツト政府ヨリ受クヘキ特典ハ前記甲案貿易利權会社ノ場合ト同様トス合弁会社ハ事業遂行上ソヴ

四、利權内容

- 1、資本金五百万円一株百円五万株トス
 - (イ)第一回払込二百五十万円(資本金ノ半額)全部日本側ニ於テ引受ケ払込ヲ了ス(日本側持株二万五千)
 - (ロ)ソヴィエツト側ハ現物ヲ以テ払込ムモノトス第一年度ニ總額百二十五万円(一万二千五百株)ノ商品ヲ第二年度ニ於テ更ニ百二十五万円(一万二千五百株)ノ商品ヲ提供シ本会社ハ右現物ヲ一手ニ輸出シソヴィエツト側ノ払込ニ充当ス(ソヴィエツト側持株二万五千)

1 本会社ハソヴィエツト法令ノ定ムル手續ニ遵ヒソヴィエツト連邦ト諸外國トノ輸出入貿易ニ從事シ並ニ輸入商品ノ売捌及輸出商品ノ買入ノ為ニソ連邦内ニ於テ商取引ヲ營ムノ特權ヲ賦与セラル

2 利權契約ノ有効期間ハ三年トス

3 日本側株主ハ本会社ノ對露輸出ニ付第一年度ニ於テハ五百万円ヲ限度トシ十二ヶ月乃至十八ヶ月ノ商品信用貸付ヲナス

第二年度以降ニ於テハ右貸物信用貸付年額ヲ増額スル

事アル又ハ産品ニ許与セラルル権利利益特典ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クル事ナカルヘシ

7 本会社ハソヴィエツト連邦ノ領域ヲ通過シテ第三国ト通商スルノ権利ヲ有シ同様に特権ヲ有スル第三国ノ会社若クハ個人又ハ産品ニ許与セラルル権利利益特典ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クルコトナカルヘシ

8 本会社ハソ連邦ニ於テ所得税其他一切ノ直接税ヲ課セラルルコトナカルヘシ其他ノ課税手数料等徴収ニ就テハソ連邦国营企業ト同一ノ基礎ニ置カルヘシ

五、利益配当及債権回収方法
1 利益配当金ハ純益ニシテ払込済資本ノ五割以下ノ時ハ各払込株ニ付平等ニ配当ス
五割以上ノ時ハ其超過部分ハソヴィエツト側七割日本側三割ヲ受クル事トシ之レヲ各払込株ニ付配当ス

2 本会社貸付金ノ償還ハ債権者ノ指定スル一種又ハ數種ノソ連邦産品ヲ以テ支払ニ充当ス
右産品ハ本会社一手ニ輸出スルノ権利ヲ有ス

六、仲裁契約
本契約ニ付爭議ヲ生シタル時ハ左ノ方法ニ依リ之レヲ解

日露經濟關係ニ関スル駐日通商代表代理

「トレチャコフ」談話ニ関スル件
駐日通商代表代理「トレチャコフ」ハ本月十日敦浦連絡船嘉義丸ニテ来浦シタルカ十二日当管区機関赤旗紙ハ本件ニ関スル同氏ノ談話ノ大要ヲ掲載セルニ付別紙ノ通り訳出供貴覽

(別紙)

(三、一二、一二赤旗紙)

日露經濟關係ニ関スル駐日通商代表代理「トレチャコフ」談

予ノ当地ニ来レルハ日本ト商業關係ヲ有スル諸機関ト各種問題ノ打合ヲ為サンカ為ナリ日本ニ於ケル通商代表部ノ取引高ハ逐年増加シツツアリ昨一九二七—二八年度ニ於ケル取引高ハ前年ニ比シ六〇%ノ増加ヲ示シテ三千万留ニ達セリ戦前ノ対日取引高ハ一千万留ニ過キサリキ然レトモ吾々ノ対日經濟關係ハ単ニ通商部ノ取引高ノミニ限ララルニアラス日本ノ商館ハ彼等ニ五千二百万円ノ産物ヲ与ヘ三千万円ノ商品ヲ齎ラス勸察加沿岸ノ開拓ニ非常ノ興味ヲ有ス尚勸察加ニ於ケル露國漁場ニハ四千五百人ノ日本労働者

決ス

1 爭議ハ先ツ仲裁委員会ノ調訂ニ付ス

仲裁委員会ハ本会社ニ關係ナキ五名ノ委員ヨリ成リ日本側二名ソ連邦側三名ヲ選出ス但シ連邦側委員ノ一人ハ議長トス

右仲裁委員会ハ合議ニヨリ勸告ヲナスノ権限ヲ有ス

2 何レカ一方カ右勸告ニ不服ナル時ハ兩國政府ノ外交的手段ニ依リ解決スルモノトス

編注 本案には「対露貿易参考資料」が付載されているが省略した。

34 昭和3年12月13日 在ウラジオオストック渡辺総領事より
田中外務大臣宛

トレチャコフ駐日通商代表代理の日ソ貿易の現状並びに見通しに関する談話報告

公第三九三号 (12月24日接受)

昭和三年十二月十三日

在浦潮斯德

総領事 渡辺 理恵(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

従業シアリテ其受クル労銀ハ一漁期百五十万円ニ上ル薩哈噠ニ於ケル日本ノ石油及石炭利権ハ收支ニテ千二百万円ニ達シ又吾々ノ「チャーター」スル日本船舶料金ハ三百五十万円ヲ算ス

露國トノ正規ノ關係カ日本ノ為重大意義ヲ有スルハ右ノ數字ニ依リ明カナリ而シテ右關係ハ好転シ強固トナリツツアルコトヲ付言スルヲ要ス

吾々ハ日本ニ木材魚類白金「サントニン」豆粕石油ヲ輸出ス輸入ニ関シテ言ヘハ吾々ハ外国ヨリノ輸入ヲ減縮スヘキ一般傾向ヲ有スレトモ右ハ消費的商品(輸入ノ増加シアル茶ヲ除ク)ニ関シテノミ然ルナリ従来吾々ノ輸入ハ主トシテ消費的商品ナリシカ現在ハ漁業ノ擴張蟹工船漁業ノ組織薩哈噠ニ於ケル石炭石油工業ノ展開採金業ノ發展等ニ関連シ設備品ノ輸入ハ増加シツツアリ吾々ハ日本ニ於テ機械発

動機鉄管電氣器具等ヲ購入ス吾々ハ本年ハ対日取引約前年同様六〇%ノ増加率ヲ維持シテ著シク増加セシメサルヘカラス

日本ニ於ケル注文ノ配置ハ吾々ニ対スル「クレデット」ノ提出如何ニ在リ現在吾々ハ西欧ニ於テハ數年ニ亘ル長期

「クレヂット」ヲ利用シツツアル際日本ニ於ケル「クレヂット」ハ単ニ六箇月ナリ右吾人カ「クレヂット」能力無キカ為ニハアラス却ツテ商館ノ吾々ニ対スル信用ハ大ナルモノアリ
通商代表部存在シテ茲ニ三年其ノ間一事件ヲモ醸シタルコトナカリキ只問題トナルハ習慣ナリ日本ニ於テハ半年以上ノ「クレヂット」ハ一般ニ無キモ習慣ハ経済組織ニ依リテ成立シ経済ノ實際ニ依リテ変更スルモノナルヲ以テ一層長期ノ「クレヂット」カ習慣トナルヘキハ予想スルニ難カラズ
過去ニ於ケル吾々ノ事業ノ経験ハ日露経済関係ノ進展向上ヲ期待シ得ヘキ有ラユル根拠ヲ与ヘツツアリ

35 昭和4年1月12日 武富外務省通商局長より 副島(千八) 商工省商務局長宛

対ソ貿易拡大官民懇談会の開催について

付記一 昭和四年一月十二日付高裁

対露貿易懇談会の開催について

二 昭和四年一月十二日付武富外務省通商局長より 日本商工会議所会頭他宛半公信

対露貿易懇談会開催ニ関スル件

今般在「ソヴィエト」連邦川谷商務書記官滞露約二箇年半ニシテ帰朝シ更ニ近ク帰任セムトスルヲ機トシ左記ニ依リ対露貿易懇談会ヲ開催シ同商務書記官ヲシテ対露貿易ノ現状及其ノ将来ノ発展ニ関シ当業者ト意見ノ交換ヲ行ハシメ以テ当局ニ於ケル対露通商発展策研究ノ参考ニ資スルト共ニ併セテ同官帰任後ニ於ケル執務ノ指針タラシムルコトト致度シ

右仰高裁

記

- 一、日 時 昭和四年一月十八日午後一時ヨリ
- 一、場 所 本省第二会議室
- 一、出席者 計三十八名

(イ)本省側(八名)

通商局長

通商局第一課長

同 第二課長

島田大使館二等書記官

川谷商務書記官

右懇談会への出席招請
三 昭和四年一月二十一日付在アレクサンドロフスク佐々木総領事(帰朝中)より武富外務省通商局長宛
対ソ貿易拡大官民懇談会傍聴報告

四 対露貿易懇談会における当業者の主要希望事項について(通商局第二課)

通二第一六号

昭和四年一月十二日

外務省通商局長 武富 敏彦

商工省商務局長 副島 千八殿

対露貿易懇談会開催ニ関スル件

今般在「ソヴィエト」連邦川谷商務書記官滞露約二箇年半ニシテ帰朝シ更ニ近ク帰任セムトスルヲ機トシ来ル十八日午後一時ヨリ当省第二会議室ニ於テ対露貿易ノ現状及其ノ将来ニ関シ同官及関係当業者ノ懇談会ヲ開催致度ニ付テハ貴局ヨリ係官一名差遣方御配慮相煩度此段申進ス

(付記一)

(昭和四年一月十二日起草)

(昭和四年一月十二日決裁)

高 裁 案

昌谷事務官

田中囑託

欧米局第一課長

(ロ)商工省商務局係官(一名)

(ハ)関係当業者(二十九名)

日本商工会議所

日露協会

三井物産株式会社

三菱商事株式会社

大倉商事株式会社

日本産業株式会社

八坂商事株式会社

日本沃度株式会社

友田合資会社

株式会社田辺元三郎商店

株式会社鳥居商店

株式会社小西新兵衛商店

株式会社塩野義商店

茶業組合中央会議所

東洋葉煙草株式会社
株式会社服部商店
株式会社田中商店

日本漁網船具株式会社

対露輸出組合

正金銀行

朝鮮銀行

第一銀行

川崎第百銀行

日本郵船株式会社

大阪商船株式会社

富士製茶株式会社

株式会社野沢商店

静岡貿易株式会社

日露柑橋輸出組合

(付記一)

昭和4年1月12日 武富外務省通商局長より
日本商工会議所会頭他宛

昭和四年一月十二日

二、本邦ヨリスル輸出貿易ノミノコトヲ考ヘ居ルコト
三、在東京通商代表部トノ貿易以外ニ及ハサリシコト
対露貿易ハ他ノ列国ニ対スル通商ト同一視スヘカラサルモ
ノアリ即チ日露兩國ハ地理的ニ接近シ居ルコトニシテ日露
兩國地理的ニ接近シ居ル為メ日本ハ人口糧食問題ノ解決
防並ニ工業立国策等対内政治的見地ヨリ対露支兩國經濟政
策ハ他ノ欧米諸国ニ対スルモノト同様ニ取扱フヘカラス換
言スレハ日本国土ノ狭小及人口ノ過多ハ工業立国ヲ策スル
ノ已ムナキ状態ニ立至リ其原料及燃料ヲ隣邦露支兩國ニ求
メサルヘカラサル必然的立場ニ在リ而シテ将来此兩國ハ其
老大ナル領土ト豊富ナル天産物ヲ帝國ノ為メニ供給スヘキ
宿命ヲ有スルモノトナルヘキカ故ニ此等工業原料ヲ買付ケ
ントスル一切ノ經濟行為(其ノ内ニハ貿易モ含ム)ハ寧ロ
「国家存立条件」ノ一トシテ扱フヘク他国ニ対スル場合ノ
如ク「国力發展」ト其意義ニ大ナル相違アルモノトス乍遣
憾此点ニ関シ談話会ハ何等注意ヲ惹カサリシモノノ如シ
前述ノ如キ論拠ノ下ニ余ハ対露貿易ハ輸出ヨリハ寧ロ輸入
ヲ重視シ之レヲ奨励スヘキモノト思考ス特ニ蘇連邦今日ノ
情勢ヨリスレハ自国生産品ヲ輸出シテ受取勘定アル国ニア

日本商工会議所会頭殿
半公信

外務省通商局長 武富 敏彦

拜啓陳者今般在「ソヴィエト」連邦川谷商務書記官滯露約
二箇年半ニシテ帰朝シ更ニ近々帰任セムトスルヲ機トシ来
ル十八日午後一時ヨリ当省第二會議室ニ於テ対露貿易ノ現
状及其ノ将来ニ関シ同官ヲ中心ニ關係実業家各位ノ懇談会
ヲ開催致度存候ニ付テハ御希望ナラハ代表者御一名差遣方
御配慮相煩度此段御案内旁得貴意候 敬具

追而当方準備ノ都合モ有之候ニ付テハ可成早日ニ出席者
御決定ノ上其ノ氏名御回示相煩度右申添候

編注 本信の宛先は高裁案記載の關係当業者のとおり。

(付記三)

対露貿易懇談会ヲ傍聴シテ

本月十八日外務省第二會議室ニ於テ開催セラレタル対露貿
易懇談会ヲ傍聴シタル後浮ヒタル感想トシテ左ノ三点ヲ指
摘シ得ヘシ

一、参列者一同対露貿易ハ他ノ諸国ニ対スルモノト同様ニ
心得居ルカ如ク思ハルルコト

ラサレハ買付ケ能ハサル状態ニ在ルノミナラス先ツ輸入ヲ
行ハハ自然ノ成行トシテ輸出シ得ルニ至ルハ少シク商業知
識ヲ有スルモノノ直チニ首肯スル所ナリ茲ニ於テ余ハ対露
貿易ノ懇談会ニ列席セル東都有力者カ輸出ノミヲ論シテ輸
入ニ言及セサリシヲ不足ニ思フ所以ナリ

更ニ在本邦通商代表部トノ取引而已カ論議セラレタルヲ頗
ル奇怪ナリトス在本邦通商代表部トノ取引ハ日清日露戰
役前途存在シタル居留地貿易ナリ此等兩戰役後我國威ハ海
外ニ發揚シ我商權ハ拡張セラレ我商社銀行ノ支店代理店ハ
世界中到ル処ニ活躍シツツアリ然ルニ露国ニ対シテノミ何
カ故ニ二十数年前撤廃セラレタル居留地貿易ヲ今日再ヒ復
活セサルヘカラサルカ露国ハ特殊ノ国柄ニシテ入露シ能ハ
スト云フヲ止メヨ英独埃伊土人ハ合弁会社ヲ組織シ又ハ其
他ノ方法ニ依リ兎ニ角露国内ニ活動シツツアルニアラスヤ
川谷商務官ノ説ニヨレハ列国ノ対露利權事業又ハ合弁会社
ハ孰レモ不成功ニ終ハレリト之ハ偶々吾人カ将来蘇連邦当
局ト締結スヘキ利權契約又ハ合弁会社ノ好参考資料トナル
ニアラスヤ要之二十年前既ニ我商業界ヨリ死滅セル居留地
貿易ト同一形式ノ取引ニ從事シ在本邦蘇連邦通商代表部ノ

門前ニ蟬集叩頭シテ内国人相互間ニ愚劣ナル競争売崩シノ醜態ヲ演シツツアルモノニ對シ我政府ハ輸出補償制度ヲ適用シテ之ヲ保護セサルヘカラサルカ日蘇貿易ハ右以外他ニ方法ナキヤ研究ヲ要スト思考ス
右御参考ニ供ス

昭和四年一月二十一日

在垂港(目下帰朝中)

総領事 佐々木 静吾

武富通商局長殿

(付 記四)

對露貿易懇談会ニ於ケル当業者ノ主要希望事項

(一)昭和二年度對露貿易額三四、七七八、二二一円

内訳

(イ)對露輸出額 八、六四五、五九四円

主要輸出品

精糖、緑茶、漁網、機械及部分品、麻糸及麻綿、鉄製品、沃度、紙類、麻繩、生金巾、氷砂糖、鉄

(ロ)露国ヨリノ輸入額 二六、一三二、六二七円

主要輸入品

木材、豆類、油槽、石炭、白金、サントニン

(二)前記對露輸出取引額約八百六十万円ノ内約五%ニ付テハ

在本邦「ソ」連邦通商代表ニ於テ現金ヲ以テ我取引業者

ニ支払ヲ為スモノノ大部分タル九五%ニ付テハ三ヶ月目

書換六ヶ月後払ノ約束手形ヲ以テ決済ヲ為シ居レリ而

シテ従来手形不払等ノ事實無キモ本邦銀行ハ普通通商代

表振出ノ約手割引ニ応セス唯二、三ノ銀行カ我取引業者

ノ信用ノ限度内ニ於テ手形ノ割引ニ応シ居ルヲ以テ一般

取引業者ハ手形期限到来迄右手形ヲ死蔵セサルヘカラス

此レ金融逼迫セル我取引業者ノ最モ苦痛トスル所ナリ

(三)右ノ実情ニ基キ会ノ席上ニ於テ当業者側ヨリ此際政府ニ

於テ對露輸出取引ニ對スル金融難ト不安トヲ一掃スル為

輸出補償制度若ハ他ノ制度ノ設定ニ付尽力アリ度旨懇望

アリタリ

(四)右要望ニ對シ商工省係官ヨリ輸出補償制度設定案ノ実現

ニ付テハ将来モ十分努力スル旨応答スル所アリタリ

36 昭和4年1月29日

在ソ連邦酒匂(秀一)臨時代理大使より
田中外務大臣宛

去ニ於ケル日蘇兩國ノ通商關係ヲ瞥見スルハ強チ徒爾ナラサルヘシ

先ツ注意ス可キハ從來條約成立紀念日ニ當リ日本ノ大多数新聞カ協定ノ結果ニ付肯定的意見ヲ吐露セルコト並少数ナル日本ノ新聞紙及英米言論ノ多数カ條約ノ締結ニ依リ日本カ何等益スルトコロナカリシカノ如キ意見ヲ述ヘタルコトニテ最近ノ東京來電ニ依レハ如斯非難ハ本年モ亦見受ケラレタリ

然ラハ彼等ノ言フトコロハ如何―彼等ハ云フ日蘇通商ハ日本ノ外國貿易全般ヨリ見レハ僅ニ一%ニ過キサレニ非スヤト然カモ此ノ少額ナル取引ハ輸入超過ニシテ之カ改善ノ見込ナキニ非スヤト而シテ此点ニ關シテハ蘇側ノ外國貿易制度ヲ論難スルニ一致セリ

右ニ付テハ日蘇通商ハ事實其額ニ於テ極メテ小額ナルヲ認メサルヲ得ス即チ一九二七―二八年度ニ於テ日本ノ貿易總額四十五億留ニ對シ對蘇貿易ハ僅カニ三千五百萬ニ過キサレノミナラス蘇連邦ノ對日輸出ハ日本ヨリノ輸入ヲ凌駕シ二千二百萬ニ對スル千三百萬ト云フ數字ヲ示シ居レリ然ルニ第一戰前ニ在リテモ其取引額更ニ僅少ニシテ日本側ニ不

日ソ通商條約締結促進を提案するソ連商工新聞記事報告

公第二七号

(2月18日接受)

昭和四年一月二十九日

在「ソヴィエト」連邦

臨時代理大使 酒匂 秀一(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

日蘇經濟關係ニ關スル新聞記事ノ件

本件ニ關シ二十四日ノ商工新聞ハ北京條約成立後四ヶ年間ノ日蘇經濟關係ノ実績ニ徴シ既ニ通商條約ヲ締結ス可キ秋ナリトナス「ニケリ」ナルモノノ一文ヲ掲載セリ右論說中ニハ事實ニ相異スル点ナキニアラサルモ御参考迄右玆ニ訛報ス

日蘇協定第四週年ニ際シ兩國ノ經濟關係ヲ思フ

(ニケリ)

(商工新聞一九二九、一、二十四)

北京ニ於テ調印セラレタル日蘇條約ハ先頃其ノ第四周年記念日ヲ迎ヘタルカ同條約ハ實ニ一九一七年以來外交關係ヲ断絶シ居タル兩國ノ關係ヲ回復セシメタルモノニテ玆ニ過

利ナリシコト第二ニ之カ原因カ決シテ蘇連邦ノ惡意ニ在ルニ非スシテ兩國ノ經濟其モノニ存スル点ハ之ヲ注意セサル可ラス蓋シ日本ノ輸出貿易ハ絹糸及製造品ヲ其ノ大宗トシ居ルモ右ハ何レモ蘇連邦ノ輸入計画中ニ入ラス日本ノ輸出品中重要ナラサル化学製品漁業用品及或種ノ金屬製品ハ蘇連邦ニ輸入セラルルモ単ニ極東地方ノ需要ヲ充タスニ過キス距離其他ノ關係ヨリシテ歐露ニ於テ外國品ト競争スル能ハサルモノナリ斯クノ如クシテ日本ノ對蘇輸出貿易ハ極東ノ經濟的發達ト密接ナル關係ニアルモノナリ之ニ比スレハ蘇連邦ノ對日輸出ハ稍々良好ニシテ從來ハ實際的ニ言ヘハ木材ト魚類ニ限ラレタルモ一九二八年度ニハ我國營企業ノ採油ニ係ハル北樺太石油ノ輸出ヲ加フルニ至レリ而シテ將來ハ食糧品、滿庵、大麻其他ヲ輸出スルヲ得可シ蓋シ日本ハ此等商品ノ大市場タルニ不拘今日迄ノ輸出額極メテ僅少ナレハナリ

斯ク言ヘハ日本ノ對蘇貿易上ノ不利益ハ恰カモ肯定セラレタルカ如シ然レトモ日蘇經濟關係ヲ見ルニ單ニ其ノ商業的關係ヨリノミ觀察スルヲ得サルヤ勿論ニシテ此等兩國間ノ諸勘定項目ヲ仔細ニ点檢スレハ全ク別箇ノ結論ニ到達ス可

ル可シ

叙上ノ次第ハ日本ニ於テモ漸次認メラレツツアルカ一九二八年夏中橋商相カ或公開ノ席上「吾人ハ最初露國ノ外國貿易独占制度ニ對シ信ヲ置カサリシモ今日ニテハ吾人ノ危憂ノ空シカリシヲ認ム」ル旨ヲ述ヘ更ニ在東京蘇連邦通商代表部トノ關係増進方ヲ商業界ノ人ニ奨励スルトコロアルニ至レリ今ヤ平常關係ニ入りテヨリ第五周年ヲ迎フルニ當リ兩國間通商條約ノ締結ハ当面ノ問題トナリ來レルカ右條約ノ締結ハ北京條約ニ依リテ基礎ヲ置カレタル兩隣接國ノ通商關係カ既ニ發展ノ傾向ニ在ルニ鑑ミ兩國ノ經濟關係ニ調整ト健全性トヲ与フルコトニ依リ益々其傾向ヲ助長スルニ至ル可シト信ス

37 昭和4年3月11日 阿部農林次官より
吉田(茂)外務次官宛

對ソ貿易振興策に関する調査回答

文第四二八号 (3月13日接受)

昭和四年三月十一日

農林次官 阿部 寿準 (印)

外務次官 吉田 茂殿

シ第一ニ日本ハ蘇連邦ヨリ輸出セラルル商品ノ外蘇連邦ノ領水内ニ於テ多数ノ魚類蟹其他ノ海産物ヲ捕獲シ居レリ此ノ産業ハ日蘇漁業條約ト之ニ基ク利權契約ノ調整スルトコロナルカ日本ハ國民ノ重要ナル食料品トシテノ魚類ヲ多数ニ之ニヨリテ得ルノミナラス進ンテ魚貨ノ第三國輸出ヲ行ヒ居ルナリ右ノ外北樺太ニ於ケル石油石炭利權沿海州ニ於ケル森林利權ヲ主トスル日本ノ蘇連邦内ニ於ケル利權モ重要ナル意義ヲ有スルモノニシテ其ノ一般經濟的意義大ナルモノアリ殊ニ石油利權ノ如キハ日本海軍ノ需要ヲ著シク緩和シ以テ世界ノ石油「トラス」ノ羈絆ヲ減少セシメ居レリ其ノ外日本ハ數ケノ利權ヲ有スルカ沿海州ニ於ケル米作事業並蚕業等ニ對スル日本資本ノ投下問題審議セラルルハ注目ニ価ス

如斯日本利權企業ノ健全性ハ最近「ハリマン」利權ノ解除ニ伴ヒ喧シクナレル蘇連邦ノ利權經營ノ不可能云々ノ断定ノ誤リナルヲ証シテ余リアルト云フ可シ

右ノ如ク日本カ漁業及利權ヨリ得ル収入ヲ考慮スルトキハ純商業上ノ不利益ノ如キハ寧ロ余裕ヲ有シテ償ハルルモノト云フ可ク又茲ニ日本汽船ノ傭船料収入ヲモ加算スル要ア

對露貿易振興ニ関シ調査ノ件

客年九月一日付通一機密合第一八七七号ヲ以テ御照會ニ係ル頭記ノ件ニ関シ当省ノ意見左記ノ通ニ有之候條御了知相成度此段及回答候也

記

甲、對露通商ニ関スル調査事項

(一)對ソ連邦有望輸出商品

從來沿海州方面ニ於ケル漁獲物ノ荷造包装材料トシテ繩、苳、叭等葉製品ノ輸出ヲ見ツアリ 大正十五年ニ於ケル価額ハ三万四千円ニ過キサルモ將來相当ニ望ヲ屬ス

ルコトヲ得ヘク尚最近ニ於テハ漁業用ノ外農業用トシテ需要増加ノ見込アルヲ以テ相当有望ナルカ如シ

尚西伯利亞方面森林開發ノ進歩ニ伴ヒ製材用機械、造林器具(鋸、斧等)及流送器具(トビ、クワン等)ノ需要大ニ増加ノ見込アリ

種畜ノ如キハ地理的關係ヨリ西伯利亞地方ヘノ輸出有望ナリト思惟ス尚輸出有望畜産關係品ノ種類數量價格並ニ其ノ需給狀態ニ関シ詳細ナル調査ヲ要スト認ム
尚生糸ノ販路トシテソ連邦カ有望ナリヤ否ヤ若シ有望ナ

リトセハ輸出方法如何等詳細ナル調査ヲ希望ス
(二)ソ連邦ヨリノ有望輸入商品

将来輸入品トシテ有望視スヘキモノハ木材トス木材ハ針葉樹(エゾマツ、トドマツ、テフセンマツ、落葉松、赤松)及瀾葉樹(ドロノキ、ハコヤナギ等)ニシテ我国將來ノ木材需給上ヨリ見テ相当量ノ輸入ヲ為スノ必要ヲ認ムルモノナリ

木炭ハ僅カニ商品見本トシテ輸入セラレタルコトアルモ資材ノ相当豊富ナルニ鑑ミ目下野沢組カ露国ニ於ケル製炭業利権ニ関シ研究中ナルヲ以テ其調査ノ結果ニヨリテ輸入ノ能否判明スヘシ

(五)利権企業及投資問題

(イ)本邦人ノ利権企業及其ノ他ノ投資現状

露領林業株式会社

大正十四年一月日露基本条約成立スルヤ之ヨリ曩森林長期利権ヲ得タル当業者ハ「露領林業組合」ナル名ヲ以テ森林利権契約締結ニ関スル交渉ヲ開始シ幾多ノ折衝ヲ経テ昭和二年四月利権契約ヲ締結スルニ至レリ其ノ内容ヲ略記スレハ左ノ如シ

事業着手 昭和二年十一月十五日

(ロ)将来有望ナル利権企業及投資事業

利権企業トシテ有望視セラルルハ木材伐採事業ナルカ目下後述ノ如ク難局ニ当面シ事業ノ進捗如何ヲ危フマレツツアルモ本事業カ本質的ニ不採算ナリトハ断スル能ハサルモノナルヲ以テ企業ノ組織並方法ニ関シ研究ヲ要ス而シテ差当リ研究ヲ要スル事項左ノ如シ
一、団体契約(労働職業組合トノ契約)ノ改訂(次項(ハ)参照)

二、企業組織ヲ半官半民トスルコト(後項丙(ニ)参照)

(ハ)利権企業及投資ニ関シソ連邦ノ法制上並ニ實際ノ取扱振上不便トスル点及其ノ対策如何

木材利権即露領林業会社ノ事業ニ関シテハ事業着手(昭和二年十一月十五日)後其ノ進捗意ノ如クナラス次年ノ事業実行モ頗ル危マレツツアリ而シテ其ノ原因中主要ナルハ団体契約ノ企業上頗ル不利不便ノ点アルニ帰セサルヘカラス今現行団体契約ノ内容ニ就テ会社側カ過去一箇年間ニ於テ経験セル処ヲ以テスルニ現行団体契約ハ

一 利権期間 自一九二七年四月二日至一九三三年六月一日

二 伐採作業期間 自一九二七年十月一日至一九三三年四月一日

三 利権区域 第七林区シュールクム、第十林区ハイヤ、第十一林区コッピー 面積一百十萬ヘクタール

四 年代区数 六

五 立木伐採数量 毎年七百五十萬立方呎(五十六萬石)以上

次テ之カ経営ノ為契約ニ基キ林業組合員タル十会社(富士製紙、王子製紙、大倉組、秋田木材、東洋拓殖、亜細亞林業、極東林業、日露興業、沿海州木材、樺太工業)発起人トナリ露領林業株式会社ノ設立ヲ見ルニ至レリ

其ノ内容左ノ如シ

資本金 五百萬圓 十萬株 内払込金二百萬圓
投資額 二百三十萬圓(払込金トノ差額ハ借入金)

創立總會 昭和二年十月二十八日

(a)曖昧不明瞭ノ条項多ク且不備ノ点尠カラサルト法令ノ引用少キ為常ニ労働者側ト爭議絶エサルコト
(b)事業ニ適切ナラサル条項及不利ノ条件夥シキコト
(c)石油石炭ノ契約ニ比シ遜色アルコト
(d)締結ニ当リ研究ト注意不十分ナリシコト

等総テノ点ニ於テ甚シク不利ノ地位ニ置カレ此儘ニテハ局面打開ノ方途ヲ得ル能ハサル状態ニ在リ故ニ同社ハ昭和三年八月団体契約ノ改訂ニ付職業組合ト交渉ヲ開始セルモ組合ト根本的ニ意見ヲ異ニシ交渉遂ニ決裂ノ止ムナキニ至レルモ之カ改訂ニ対シテハ次ノ如キ主旨ヲ以テ更メテ交渉ヲ為スノ必要ヲ認ムルモノナリ

(a)曖昧不明瞭ノ条項及不備ノ点ヲ改ムルコト
(b)事務所使用人及一部ノ労働者ニハ一般労働法ヲ造材材送及之カ付帯事業ニ従事スル労働者ニハ之等ノ労働者ニ適用ノ目的ヲ以テ発布セラレタル季節労働法ヲ適用スル趣旨ノ下ニ二種ノ団体契約ヲ締結スルヲ要ス

(c)現契約ニハ明ニ労働法第五章労働契約ノ条項ノ引用ナクシンジケート(利権会社)及労働者間ニ自

由ニ労働契約ヲ為スコト容易ナラサリシヲ以テ之ヲ引用シシンジケート及労働者双方ノ便益ヲ図ルコト

(d) 可及的作業並ニ労働上必要ナル法令ヲ引用スルコト

(e) ダリレス（極東林業国営トラスト）石油石炭等ノ契約ヲ参照シテ穩健公正ナル考慮ノ下ニ改訂ヲ加フルコト

(f) 争議ヲ惹起セシメサルコト及労働者ノ功程能率ヲ増進セシムルコトヲ念トシ企業ノ目的ニ最モ適応セシムル様改正ヲ要ス

(g) 諸手当家事費（団体契約第三十条ニ規定セル物質並ニ労力ノ無料配給）中過当過給ト認ムルモノヲ適当且合法的ニ改ムルコト

(h) 職業組合維持費及文化維持費ヲ各々総労働賃銀ノ一％ト改ムルコト

(i) 食糧支給品ノ品目ハ他ノ振合ニ鑑ミ成ルヘク其ノ責任品目ヲ減少スルコト

(j) バラックハ衛生的ヲ旨トシ企業ニ相応セシムルコト

ナル立場ニ陥ルノ虞アルニ鑑ミ各利権会社カ合同シ一
致協同行動ニ出ツルノ必要ヲ痛切ニ感スルモノナリ
編 注 本文書の中の見出し番号は不統一であるがそのまま
とした。

38 昭和4年8月23日

在ハバロフスク山口（為太郎）総領事
より
幣原外務大臣宛（電報）

柑橘類輸出に関するソ連側意向打診について

ハバロフスク 8月23日前発
本 省 8月23日後着

第一九〇号

貴電第一三八号ニ関シ（柑橘類輸出商談ノ件）

館員ヲシテ当地「クライトルグ」全権代理ニ談合セシメタル
処同代理ハ本会計年度（九月末迄）中ハ絶対ニ之カ輸入
ノ余裕ナク又明年度ノ事ハ今ヨリ言明スル事不可能ニテ目
下明年度計画案ヲ携ヘ莫斯科出張中ノ全権帰哈後少クトモ
十月以降ニ至ラサレハ之カ審議ヲ為シ得サル旨答ヘタルヲ
以テ出来得ル限り之カ達成方依頼シ置キタル趣ナリ

ト
(k) 手当其ノ他ニ於テ平均賃銀ヲ支払フコトニ契約シ
アルヲ等級賃銀支払ニ改ムルコト

乙、対露輸出方法改善問題

(一) 輸出入「ライセンス」免除要求問題

(イ) 特定商品ニ限り免除ヲ要求スル案

露領林業会社カ団体契約第二十八条ニ規定セル供給物
資ニ対シテハ物品ノ種類ニ依リ異ナレ共平均約五割位
（邦貨百円ニ対シテ五十留公定相場日本貨百十五円ニ
対シ露貨百留）ノ輸入税ヲ要シ物資供給上困難ヲ感シ
居ルヲ以テ之カ免除ノ必要ヲ認ムルモノナリ尚其ノ他
木材伐採事業実行上欠クヘカサル器具機械（鋸、
斧、チェーン、網場用針金、電話機械、石油発動機、
シャベル、鉋時計、人夫ノ慰安用ノ蓄音機ラデオ）ニ
対シテモ輸入税ノ免除軽減ヲ要ス

丙、対露貿易機関組織問題

(二) 本邦利権会社合同案

現在ノ如ク各利権会社カ個々ニ分離シ居ル時ハ各別々
ニ煩瑣ナル手続ヲ為スノ必要アルノミナラス常ニ不利

39 昭和4年11月15日

在ハバロフスク村瀬（悌二）総領事館
事務代理より
幣原外務大臣宛

日ソ貿易額増加に関するソ連側の発表について

ト

普通第三七五号

（11月25日接受）

昭和四年十一月十五日

在ハバロフスク

総領事館事務代理 村瀬 悌二（印）

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

日蘇貿易ニ関スル件

本月十二日付極執機関紙ハ本取引年度ニ於ケル日蘇貿易ハ
前諸年度ニ比シ著シキ躍進振ヲ示シ之ヲ年度別ニ見ル時ハ
総取引額一九二五—二六年度一三、二六、〇〇〇円、一九
二六—二七年度一八、五八一、〇〇〇円、一九二七—二八
年度二九、七三八、〇〇〇円、一九二八—二九年度三六、
二一一、〇〇〇円トナリ本年度ハ昨年度ノ二割二歩方ノ増
加ニシテ「ソ」連邦ノ輸出額二一、六六四、〇〇〇円、日本
ヨリノ輸入額一四、五四七、〇〇〇円ニ及ヒ前者ハ木材魚
貨及第二級輸出品ヲ大宗トシ後者ノ中技術的設備品船舶設

備品及日本茶(二倍)等ノ大激増ヲ見タルハ特記スルノ要アリト述フル所アリ
右何等御参考迄報告ス
本信写送付先 在露大使、在浦潮総領事

40 昭和4年11月28日 武富通商局長より
在本邦ソ連邦通商代表宛

我が国柑橘類の輸出促進に対するソ連側の善
処方要望について

付記 昭和四年十一月十五日付川久保(修吉)商工省
商務局長より武富外務省通商局長宛商局第二一
五八号
日露柑橘輸出組合からの対ソ輸出申請

通二半公信

昭和四年十一月二八日

外務省通商局長 武富 敏彦(自署)

在京「ソウイェト」通商代表

アニケーエフ殿

(本邦柑橘輸出ニ関スル件)

拝啓陳者本邦柑橘輸出業者ハ御承知ノ通昭和二年九月貴代

(別紙)

願

本邦対露輸出柑橘ハ彼ノ国革命戦前ニ於テ百五十万乃至二
百万函価格一百万円ヨリ百五十万円ニ及ヒ居候処戦後全然
杜絶シ斯業上深憂罷在候偶々大正十四年九月蘇國貿易極東
支部ノ神戸ニ移置セラルルヤ直ニ之カ取引復旧方ヲ交渉シ
爾来継続運動致来候処昭和二年九月ニ至リ東京駐在蘇國通
商代表部ヨリ直接註文ニ接シ勿論試売のニシテ数量僅ニ一
万四千函価格九千円ノ少額ニ候得共兎ニ角柑橘対露貿易
ハ彼国営トナリテヨリ初メテノ取引ニシテ其復活緒ニ就キ
タルハ御同慶ニ存候一ニ政府御当局ノ御指導御斡旋ニ因ル
コト甚大ニ且ツハバロフスク駐在総領事殿ノ御尽力ノ賜ト
感謝罷在候而シテ昨年度ニ於テモ同様御援助相仰キ運動仕
候処彼國ノ都合上取引不可能ニ終リタルハ曩ニ御報告申上
ケタル如ク遺憾ノ次第ニ御座候就テ本年ハ又其生産地タル
静岡ヲ始メ其他作柄良シク相当多量ノ生産ヲ見前年ノ兎作
ニ比シ凡ソ二倍乃至夫レ以上ノ出荷能力ト可相成候故ニ環
境ヨリ達觀シ内地需用ノ不況ヲ惟フ時殊ニ季節的商品タル
之カ消化ニ対シ対露貿易ニ俟ツ所多大ナリト信シ申候依テ

表部ヨリ直接柑橘ノ御注文ニ接シタルヲ機トシ一層品質ノ
向上並販路ノ拡張ヲ計ル為翌年八月同業者三百七十六名ヲ
以テ組合ヲ組織シ銳意努力シ居ル次第ニ候処昨年ハ貴國側
ノ注文無之為当業者ハ甚タ之ヲ遺憾トシ本年ハ是非共御注
文ニ接シ度キ趣ニ付右当業者ノ希望達成方御配慮相煩度此
段得貴意候
敬具

(付記)

商局第二一五八号

(11月16日接受)

昭和四年十一月十五日

商工省商務局長 川久保 修吉(印)

外務省通商局長 武富 敏彦殿

柑橘ノ対露輸出ニ関スル件

本件ニ関シ日露柑橘輸出組合ヨリ別紙写ノ通請願有之候処
同組合ハ昭和三年八月柑橘ノ対露輸出振興ヲ目的トシ同業
者三百七十六名ヲ以テ組織セラレタルモノナルカ昨年ハ組
合ノ奔走ニモ不拘午遺憾取引不可能ニ終リシモ本年ハ各地
柑橘ノ生産状況極メテ良好ナルヲ以テ此ノ際是非共輸出商
談ヲ成立セシメタキ趣ニ付対露貿易振興ノ為メ右願意達成
方可然御配慮相煩度此段及御依頼候也

関係各方面ニ奔走中ニ候得共未タ彼ノ購入ニ対スル真相ヲ
窺知シ難ク当業者並ニ本組合ハ目下該貿易ノ成行ヲ憂慮シ
商談全然不成立ニ終ランカ斯業ノ前途ニ暗影ヲ投スルナキ
ヲ保セス候而シテ仄聞スル所ニヨレハ彼ノ対支国交ノ紛争
ハ益々繁キヲ加ヘ特ニ北滿方面ハ社会、行政組織ノ秩序モ
危マルル如ク從テ予テハルピン及其他ノ露支国境ヨリ支那
商人ニヨリ本邦柑橘類多数(昨年度約二十万函ト称ス)密
輸出ノ行ハレタルモノモ或ハ杜絶スヘキモノナルヤニ思料
セラレ其影響ニ想到スルトキハ愈々寒心ニ耐ヘサル儀ト存
候

前陳ノ事情ニヨリ本年ハ是非共対露貿易ノ実現ヲ期シ当業
者ノ窮状打破ト国家貿易進展助長ノ為特別ノ御詮議ヲ以テ
彼ノ国営貿易機関(中央及ハバロフスク)ニ対シ至急購買
決定方ヲ強調シ御照合相煩ハシ度此段奉願候也

昭和四年九月二十日

静岡市追手町二百五十番地

日露柑橘輸出組合

商工省商務局長殿

41 昭和5年1月8日

在ハバロフスク山口総領事より
幣原外務大臣宛

日ソ貿易の現状並びに見通しに関するアニケ
ーエフ駐日ソ連通商代表の談話記事報告

普通第一五号

昭和五年一月八日

(1月15日接受)

在ハバロフスク

総領事 山口 為太郎(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

対日貿易ニ関スル件

首題ノ件ニ関シ目下当地ニ滞在中ナル駐日「ソ」連邦通商
代表「アニケーエフ」氏ノ極執機関紙記者トノ会谈要領本
月七日付極執機関紙上ニ掲載セラレタルニ付別紙ノ通り訳
報ス

本信写送付先 在露大使、在浦潮総領事代理

(別紙)

対日貿易(駐日「ソ」連邦通商代表「アニケーエフ」
氏談)

日蘇通商関係ハ年ヲ追ウテ拡カリツツアルカコレハ自然テ

今輸出ヲ最大品目別ニ見ルニ木材販売高ハ一千八百八十三万
九千六百四十三円、生魚ハ昨年ノ二百七万九千円ニ比シニ
百三十六万九千円、塩漬魚ハ二百二十三万円ニ達シテ居ル
本年度ノ日本カラノ輸入ハ一千五百十二万二千五百六十六
円ニ達シ昨年ノ四九%方ノ増加テアル如斯急速ナル輸入増
加ハ極東地方経済特ニ漁業ノ大発展ヲ示スモノテ主ナルモ
ノハ四百二十九万八千円ニ達スル漁網及網糸テ次ハ缶詰用
缶ノ百四十二万七千円、機械及部分品百十九万円、船舶用
具八十五万円等テアル

日本ヨリノ今後ノ輸入増加ハ一ニ極東地方経済発展ノ如何
ト設備品及技術的手段方面ニ於ケル日本技術ノ成功並ニ買
入条件ノ如何ニ懸ツテ居ル

42 昭和6年1月17日

在ソ連邦広田(弘毅)大使より
幣原外務大臣宛(電報)

日ソ貿易に関するモロトフ人民委員会議長と
の会谈要領報告

第一四号

モスクワ 1月17日後発
本省 1月18日後着

アル何トナレハ日本ニ於ケル原料及食糧品ノ不足ハ総テ是
等ヲ近接諸国ヨリノ輸入ニ俟タネハナラナイカラテアル是
等諸国ノ一ニ「ソ」連邦特ニ莫大ノ原料富源ヲ有スル極東
地方カアル日本ハ極東カラ木材、石油、石綿、魚類、骨、
大豆粕其ノ他総ユル種類ノ輸出物件ヲ輸入スルコトカ出来
ル

他面年毎ニ急達シツツアル極東地方ノ工業ハ益々技術的手
段及設備品ノ輸入ヲ必要トスル今日本ハ多クノ方面ニ於テ
単ニ欧州ノミナラス米國トモ競争シ得ル程ノ大成功ヲ収メ
タ日本ニ近イト言フコトハ吾人ヲシテ他国ヨリモ遙ニ安ク
多量ノ商品ヲ購買セシメ得ルカラコノ成功ヲ利用シナケレ
ハナラヌ

通商代表部四年間ノ取引ハ非常ニ増加シタ即チ一九二五―
二六年度ノ一千三百万円カラ二七―二八年度ノ二千九百六
十三万九千円ニ又昨年ハ三千六百八十八万七千円ニ増加シ
タ是等ノ数字ハコノ間ノ消息ヲ語ルモノテアル木材ヲ除イ
タ輸出全体ニ於テ本年通商代表部ハ昨年ニ比シニ二百五十七
万一千円(即チ三五%)方多ク商品ヲ販売シ木材ト合セテ
二千百七十六万四千円ニ達スル

(1) 本使ハ曩ニ「リトウイノフ」ニ当国政治家ト面識ヲ得度キ
希望(ヲ)話シ置キシニ一月九日外国貿易人民委員「ロウ
ゼンゴルツ」一月十六日新人民委員会議長「モーロト
フ」ト会见スルコトナレリ「ロウゼンゴルツ」ハ日本対
「ソ」貿易ヲ盛ナラシメントセハ先ツ西欧諸国ニ行ハルル
対「ソ」輸出保障制度ヲ採用スルコト必要ナルト共ニ日本
機械工業ニ関スル外国語(露語ナラハ尚更可ナリ)ノ「カタ
ログ」ヲ蘇連邦経済機関及企業ニ配布スル必要アリト述ヘ
「モーロトフ」トノ会见ハ「クレムリン」城内ニ行ハレタ
ルカ当国政府ニ対スル共産党ノ地位当国ト独逸トノ特殊関
係莫斯科ニハ他ノ国ノ首府ニ比シ軍隊多数見受ケラルル点
等ニ付本使ヨリ突込ミタル質問ヲ為シタルニ「モーロト
フ」ハ蘇連邦ニ於テハ一國一党主義ニテ共産党カ国家ノ内
政外交上重大ナル役割ヲ演スル事ヲ述ヘ

(2) 独逸トノ関係ニ付テハ蘇連邦ニハ秘密外交ナシ尤モ独逸ト
ノ通商関係ハ非常ニ重大ナリトテ多ク語ルヲ避ケ又軍隊ニ
付テハ現在ノ兵数ハ帝政時代ノ半数ナルモ当国ニテハ軍人
カ一般政治生活ニモ参与シ居ル結果斯ク見ヘタルナラント
答ヘタル後本使ニ対シ本邦ノ外交其ノ他ニ付一、二ノ質問

ヲナシタルニ依リ外交ニ付テハ日本カ従来伝統的ニ採リ来リタル平和維持ノ政策カ現政府ニ至リ益々確立セルコト殊ニ現政府ノ政策カ隣國トノ關係ニ重キヲ置ク方針ナルコト從テ兩國間ノ懸案モ兩國ノ輿論ヲ無益ニ刺激シ國交ノ大局ニ累ヲ及ホササル様穩便解決スルコト必要ナル旨説キタルニ「モーロトフ」ハ接壤關係ヨリ来ル当然ノ結果トシテ時時兩國間ニ問題起ルモ之等ノ問題ハ今迄モ何トカ解決シ来リタルコトナレハ今後モ解決出来ヌ管ナシ蘇政府トシテハ日本トノ友好關係ヲ増進シ度キ希望ナルニ付其ノ旨日本政府ニ傳達アリタシト述ヘタリ(委細郵報)

本使「モーロトフ」氏訪問ノ旨十七日「イズベスチャ」ニ特筆セラレタルニ依リ為念電報ス

43 昭和六年六月九日 在ソ連邦広田大使より
幣原外務大臣宛(電報)

トロヤノフスキー駐日大使の大坂クラブでの

発言の真意について照会

付記 昭和六年六月十日付在ハバロフスク小柳総領事

代理より幣原外務大臣宛普通第一二六号

トロヤノフスキー駐日ソ連大使提案の日本側ク

六月八日發刊当地極執機関紙ハ在東京新聞連合社發電トシテ「日本ニ対スル『ソ』連邦ノ注文ハ日本ノ『クレヂット』如何ニ依ル」トノ見出ノ下ニ「大坂クラブ」ニ於ケル「トロヤノフスキー」大使及日本ノ有力ナル銀行家並ニ工業家ノ出席セル昼餐会ノ席上「ト」大使ハ「ソヴィエト」連邦カ日本ニ於テ五千万留若クハ其レ以上ノ注文ヲ為スノ意向アルコトヲ示スト共ニ「クレヂット」問題ニ言及シ「クレヂット」ニ關スル協定ハ既ニ「ソ」連邦及独逸、伊太利其ノ他ノ諸國間ニ締結セラレ居リ日本トノ間ニモ是非共之ヲ締結セサルヘカラスト声明セル趣報シ居レリ右御参考迄本信写送付先 在「ソ」連邦大使、在浦潮総領事

44 昭和六年六月十一日 幣原外務大臣より
在ソ連邦広田大使宛(電報)

日ソ貿易および利権問題にかかわるトロヤノ

フスキー大使と永井前政務次官との会談要領

本省 六月十一日 發

第一七〇号

貴電第二一七号ニ関シ

過日「ト」大使永井次官ヲ来訪シ日露貿易ハ近年逐次發展

レジット供与に關する報道記事について

モスクワ 六月九日後發
本省 六月十日前着

第二一七号

七日發「タツス」ハ「トロヤノフスキー」大使カ大阪俱樂部ニ於テ蘇連政府ハ対日五千万円ノ注文ヲ發スル用意アルコトヲ述ヘタル旨ヲ伝ヘ又倫敦經由配付セラレタル電通ハ蘇連政府ハ外務省ヲ通シテ日本ニ対シ汽船機械化学製品等五千万円ニ上ル注文ヲ發シ担保トシテ北樺太ノ採掘權及漁業權ヲ提供セント申込ミタル趣ヲ報シ居ル処右ハ何等根拠アルモノナリヤ参考迄ニ御回電アリタシ

(付記)

普通第一二六号

(六月三十日接受)

昭和六年六月十日

在ハバロフスク

総領事代理 小柳 雪生(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

日本ニ於ケル「ソ」連邦ノ注文及「クレヂッ

ト」ニ關スル件

ノ情勢ニ在ルモ其ノ額比較的小ナルハ一ニ「ソ」側カ長期「クレヂット」(本邦ニ於ケル従来ノ取引ハ六月又ハ九月)ヲ要望スルニ不拘本邦側カ之ニ応セサルニ基因ス若シ本邦側ニ於テ独伊ノ如ク長期ヲ容認スルニ於テハ電気機械五百万円船舶一千万円船舶機三百万円北樺太採油設備一千万円極東港灣設備一千万円銅及錫五六百万円「レール」五百万円其ノ他化学製品茶樟腦等ヲ通シ総額五千万円ニ達スル注文ヲ發シ得ル次第ニテ兩國國交ノ為ニモ貿易増進ハ借ニ攻究ノ価値アルベシト申出タリ右ニ付テハ目下關係省トモ協議中ニテ偶々外間ニ伝ハリ新聞紙上誇大ニ報セラレ居レルモ前記ノ如キ大量ノ長期取引ハ政府ノ保障ナキ限り成立困難ナル次第ニモアリ速急具体化スヘキヤ未タ予測シ難シ尚右ニ關シ「ソ」側ヨリ北樺太採油權及漁業權ノ担保提供ヲ申入レタル事実ナシ

哈府ニ転電シ哈府ヨリ浦潮亞港ニ暗送セシメラレタシ「オデッサ」「ノヴォシビルスク」ニ暗送アリタシ

編注 永井柳太郎は昭和四年七月五日から昭和六年四月一五

日まで外務政務次官を勤めた。

45 昭和6年6月20日

在アレクサンドロフスク佐々木(静吉) 総領事より 幣原外務大臣宛(電報)

対ソ貿易におけるクレジットの設定に関する

意見具申

アレクサンドロフスク

本

省 6月26日後着

第七七号

最近接受セル本月三日以降ノ内地新聞紙ニ依レハ政府ハ不景気切抜策ノ一トシテソヴィエト連邦ニ対シ「クレジット」ヲ設定スル意向アリトノコトナルカ右「クレジット」ノ用途ニ付テハ細心ナル注意ヲ払フニ非サレハ糧ヲ敵ニ与フル事トナリ問題ハ極東州ノミニ止マラス支那滿州ニモ及フ加之本官ハ此ノ機会ニ於テ将来大陸ニ發展スル基礎ヲ造ル為ソヴィエト政府ニ対シ交換条件トシテ現有セル利権事業ノ安全ヲ保障シ且日露基本条約第六条ノ精神ヲ徹底セシムル旨ノ条項ヲ協定中ニ挿入スルカ又ハ公文交換若ハ声明ヲ為サシムル必要アリト思考ス

46 昭和6年7月26日

在ハバロフスク小柳(雪生) 総領事代理より 幣原外務大臣宛

へ居レリ

目下日本工業界ノ主唱ニ依リ政府方面及関係機関ハ一層好条件ノ設定問題ヲ審議シ居リ殊ニ西欧ニ於テ有スルカ如キ「クレジット」ノ許与カ予想セラレツツアリ若シ斯ル提案カ実現セハ極東地方ニ対シ日本ヨリノ輸入ヲ増加セシムル可能ヲ与フヘシ
「ソ」連邦ノ対日輸出ニ関シテハ従来通り発達シツツアルモ沿海木材ニ対スル輸入税実施ノ結果或種ノ困難ヲ招来セリ余ハ本件モ遠カラス日本政府ニヨリ輸入税ノ撤廃或ハ減税方面ニ再審議セラルヘキヲ期待ス
余ハ極東地方機関カ日本文化及経済ノ研究ニ対シ充分ナ

トロヤノフスキー大使の日ソ経済関係に関する談話記事報告

普通第一五二号

(8月17日接受)

昭和六年七月二十六日

在ハバロフスク

総領事代理 小柳 雪生(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

「トロヤノフスキー」大使ノ対日関係ニ関ス

ル談話訳報ノ件

駐日「ソ」連邦大使「トロヤノフスキー」氏ハ休暇帰莫ノ途次二十三日当地ニ立寄り翌二十四日出発シタルカ其ノ際当地極東地方執行委員会機関紙記者ニ語リタル談話要領左ノ通二十五日発刊ノ同紙ニ報道セラレタリ

日本社会ノ或方面ヲ動揺セシメタル漁業問題ハ今ヤ調整セラレ若シ将来漁業ニ関スル他ノ問題惹起セハ同様審議セラルヘシ

日「ソ」間ノ経済関係ハ急速ニ発達シツツアルモ然西部歐羅巴諸国例ヘハ独伊英ト格段ノ相違アル日本ノ現存条件カ尚一層経済関係ノ顯著ナル発達ニ重大ナル障碍ヲ与

ル注意ヲ払フコトヲ希望ス右ハ日「ソ」両隣国間ノ相互関係ヲ益々発達セシムル為肝要ナリ

日本社会各方面ノ対「ソ」態度ハ一様ナラサルモ兎ニ角總テ「ソ」連邦ノ経済的能力ノ鞏固化ヲ認メ「ソ」連邦ニ対シ大ナル興味ヲ有シ居レリ

尚記者ノ莫斯科滞在ハ長期ナリヤトノ問ニ対シ同大使ハ目下休暇ニテ赴莫スヘキモ至急日本ニ帰任スヘキヲ期待シ居レル旨答へ居レリ

右何等御参考迄報告申進ス

本信写送付先 在蘇連邦大使、在浦潮総領事